

第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和3年3月5日（金）

- | | |
|--------------|-----|
| 1 発生状況について | 資料1 |
| 2 岐阜県の対応について | 資料2 |
| 3 岐阜市の対応について | 資料3 |

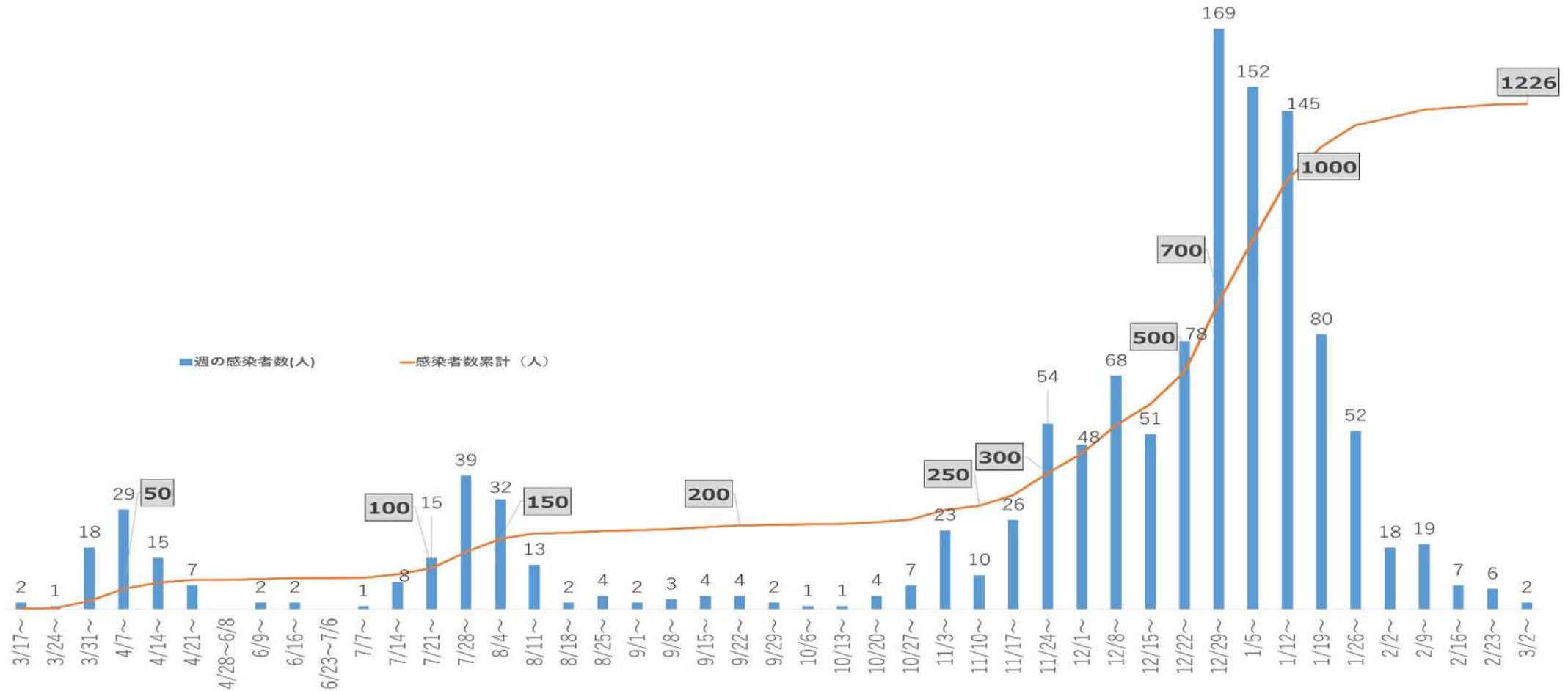
【配布資料】

- | | |
|-----|--------------------------------------------|
| 資料1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.3.4時点) |
| 資料2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第16回)対策本部本部員会議(第28回) |
| 資料3 | イベント、市有施設等の対応方針 |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について (R3. 3. 4 時点)

1 感染者数推移 (週計)

- ・ 累計1,226人の感染者が発生。2月の感染者は54人となり、過去最多となった1月の516人と比較して、約10分の1に減少した。
- ・ 2月の一日あたりの平均感染者数は1.9人であった。(1月の平均: 16.6人)
- ・ 一週間(2/24~3/2)の人口10万人あたりの感染者数は、1.72人である。(同時期との比較 全国: 5.41人 岐阜県: 2.47人 愛知県: 3.67人)



岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 16 回）
対策本部本部員会議（第 28 回）

日 時：令和 3 年 3 月 5 日（金）
13：30～
場 所：県庁 4 階 特別会議室

1 全国、本県の感染状況

(1) 全国の感染状況

資料 1-1

(2) 県内の感染状況

資料 1-2

(3) 市町村の感染状況

資料 1-3

2 3月8日以降の対策

(1) 県の総合対策（案）[概要]

資料 2-1

(2) 県の総合対策（案）

資料 2-2

- ・ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

参考資料

3 ワクチン接種に関する最新状況

資料 3

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第16回） 対策本部本部員会議（第28回） 出席者名簿**

日時：令和3年3月5日（金）13:30～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁
大垣市	小川 敏 市長	TV
高山市	坂上 和彦 健康推進課長	TV
多治見市	古川 雅典 市長	TV
関市	尾関 健治 市長	TV
中津川市	青山 節児 市長	TV
美濃市	武藤 鉄弘 市長	TV
瑞浪市	勝 康弘 副市長	TV
羽島市	松井 聡 市長	TV
恵那市	小坂 喬峰 市長	TV
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	TV
土岐市	加藤 淳司 市長	TV
各務原市	小鍋 泰弘 副市長	TV
可児市	富田 成輝 市長	TV
山県市	林 宏優 市長	TV
瑞穂市	山本 康義 企画部長	TV
飛騨市	湯之下 明宏 副市長	TV
本巣市	藤原 勉 市長	TV
郡上市	和田 美江子 健康福祉部長	TV
下呂市	山内 登 市長	TV
海津市	松永 清彦 市長	TV

町村名	氏名等	備考
岐南町	小島 英雄 町長	TV
笠松町	古田 聖人 町長	TV
養老町	高橋 正人 住民福祉部長	TV
垂井町	早野 博文 町長	TV
関ヶ原町	西脇 康世 町長	TV
神戸町	谷村 成基 町長	TV
輪之内町	木野 隆之 町長	TV
安八町	堀 正 町長	TV
揖斐川町	岡部 栄一 町長	TV
大野町	宇佐美 晃三 町長	TV
池田町	岡崎 弘晃 民生部長	TV
北方町	衣斐 武宜 主幹	TV
坂祝町	柴山 佳也 町長	TV
富加町	板津 徳次 町長	TV
川辺町	佐藤 光宏 町長	TV
七宗町	井戸 敬二 町長	TV
八百津町	金子 政則 町長	TV
白川町	横家 敏昭 町長	TV
東白川村	今井 俊郎 村長	TV
御嵩町	渡邊 公夫 町長	TV
白川村	成原 茂 村長	TV

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	伊在井 みどり 常務理事(代理)
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事(代理)
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	岸野 吉晃 会長
岐阜県経営者協会	長谷部 基司 事務局長(代理)
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	岡山 金平 会長
岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
商工組合中央金庫 岐阜支店	本間 逸夫 支店長
岐阜労働局	畑 俊一 局長

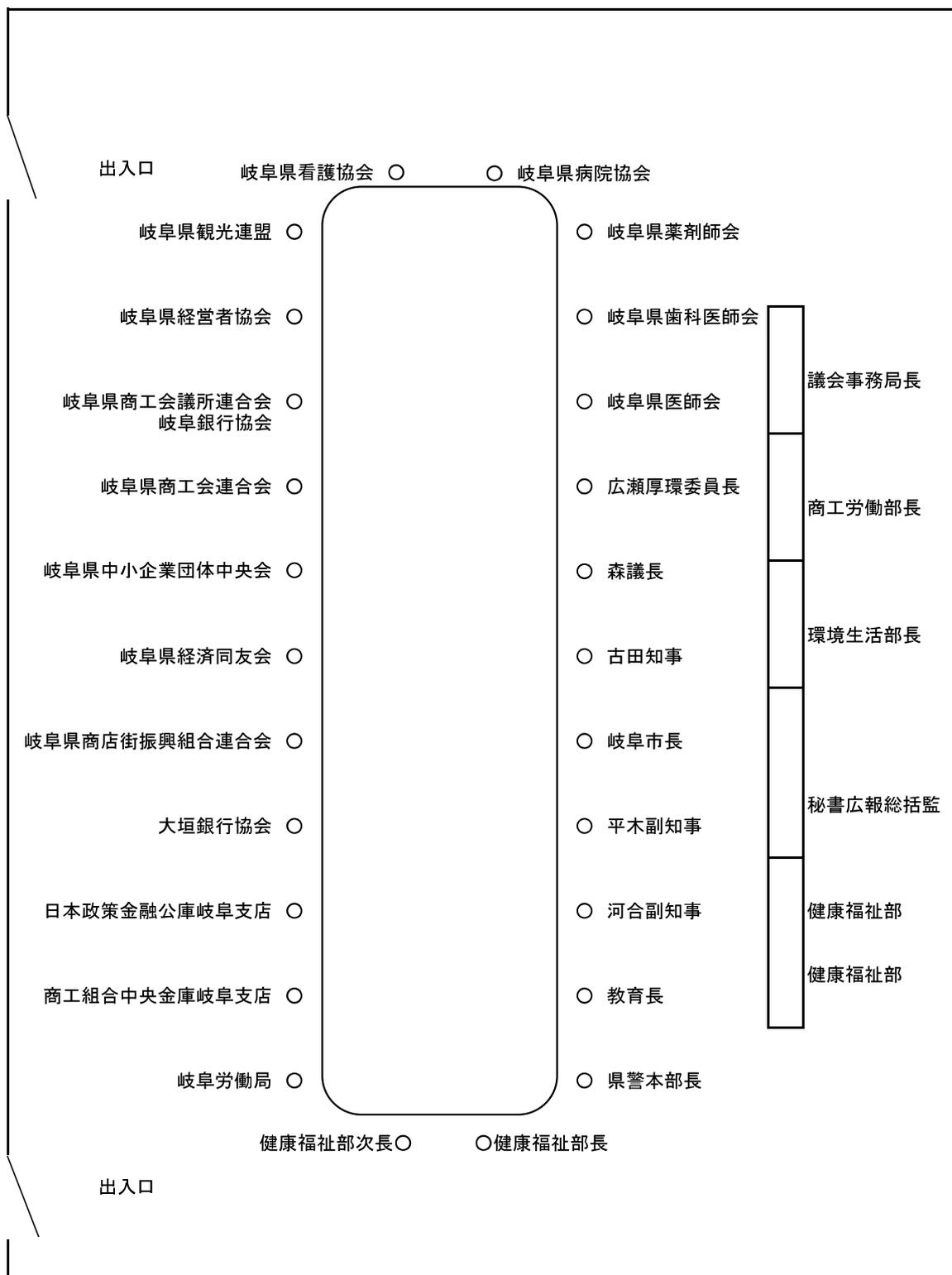
3 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	森 正弘
厚生環境委員会委員長	広瀬 修
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	安福 正寿
警察本部長	奥野 省吾
総務部長	横山 玄
清流の国推進部長	尾鼻 智
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	西垣 功朗
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	兼山 鎮也
子ども・女性局長	北川 幹根

	氏名
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	荻巣 雅俊
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	井川 孝明
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	朝倉 和仁
監査委員事務局長	三田村 俊史
労働委員会事務局長	桐山 敏通
秘書広報総括監	籠橋 智基
健康福祉部次長(医療担当)	堀 裕行

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第16回) 対策本部本部員会議(第28回) 配席図

令和3年3月5日(金)13:30~
4階特別会議室

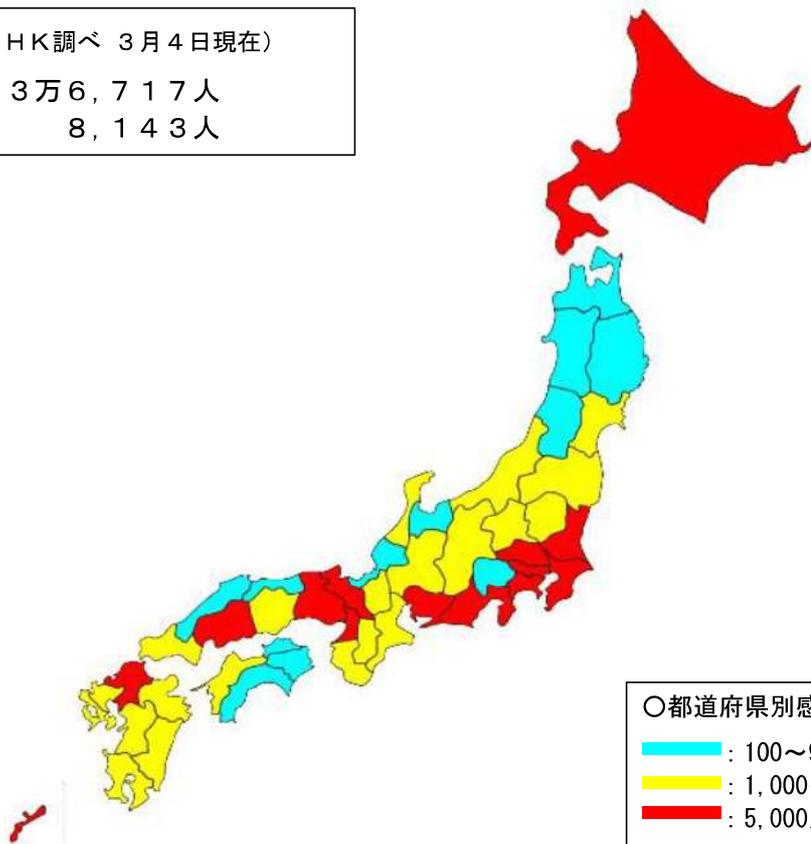


全国の感染状況

資料 1 - 1

全国の状況 (NHK調べ 3月4日現在)

感染者数 43万6,717人
死亡者数 8,143人



○都道府県別感染者

■ : 100~999人
■ : 1,000~4,999人
■ : 5,000人以上

都道府県	感染者	死亡者	都道府県	感染者	死亡者	都道府県	感染者	死亡者
北海道	19,277人	689人	福井県	545人	25人	山口県	1,385人	40人
青森県	818人	20人	山梨県	941人	17人	徳島県	457人	16人
岩手県	554人	30人	長野県	2,364人	41人	香川県	753人	18人
宮城県	3,702人	25人	岐阜県	4,649人	112人	愛媛県	1,065人	23人
秋田県	269人	6人	静岡県	5,199人	94人	高知県	896人	17人
山形県	543人	15人	愛知県	26,079人	535人	福岡県	18,171人	303人
福島県	2,041人	76人	三重県	2,549人	56人	佐賀県	1,072人	8人
茨城県	5,897人	116人	滋賀県	2,524人	47人	長崎県	1,612人	37人
栃木県	4,131人	67人	京都府	9,079人	158人	熊本県	3,450人	72人
群馬県	4,566人	86人	大阪府	47,439人	1,128人	大分県	1,296人	21人
埼玉県	29,727人	598人	兵庫県	18,094人	554人	宮崎県	1,949人	21人
千葉県	26,865人	467人	奈良県	3,302人	47人	鹿児島県	1,762人	27人
東京都	112,624人	1,442人	和歌山県	1,166人	18人	沖縄県	8,263人	120人
神奈川県	45,311人	705人	鳥取県	210人	2人			
新潟県	1,095人	15人	島根県	284人	0人			
富山県	907人	28人	岡山県	2,506人	34人			
石川県	1,873人	62人	広島県	5,038人	103人			

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード 議事次第

日時：令和3年3月3日（水）
18時00分～19時30分
場所：専用21会議室（17階）

議題

1. 現時点における感染状況等の分析・評価について
2. その他

配布資料

- 資料1 直近の感染状況等の分析と評価（案）
- 資料2-1 感染状況等に関するデータ
- 資料2-2 最近の感染状況等について
- 資料2-3 新規陽性者数の推移等（HER-SYS データ）
- 資料3-1 押谷先生提出資料
- 資料3-2 鈴木先生提出資料
- 資料3-3 西浦先生提出資料
- 資料3-4 前田先生提出資料
- 資料4 新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応等
- 参考資料1 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言
- 参考資料2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針関係資料

＜感染状況について＞

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降（発症日ベースでは、1月上旬以降）減少が継続、直近の1週間では10万人あたり約5人となっているが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要。

実効再生産数：全国的には、1月上旬以降1を下回っており、直近で0.84となっている（2月14日時点）。1都3県、大阪・兵庫・京都、愛知・岐阜、福岡では、1を下回る水準が継続。（2月15日時点）

- ・ 入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続。一方で、60歳以上の新規感染者数の割合が3割を超えており、重症者数や死亡者数の減少は新規感染者数や入院者数の減少と比べ時間を要する見込み。

【地域の動向】 ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値

- ①首都圏 東京では、新規感染者数は減少傾向が続き、約13人と、ステージⅢの指標となっている15人を下回った。神奈川、埼玉、千葉でも新規感染者数の減少傾向が続き、それぞれ、約8人、約9人、約14人となっている。一都3県全体でも減少傾向であるが、感染者数の減少スピードが鈍化し、東京、千葉では依然として15人に近い水準となっている。いずれも新規感染者数、療養者数の減少に伴い、自治体での入院等の調整も改善が続き、ステージⅣの指標を下回るなど負荷の軽減が見られるが、病床使用率が高い地域もあるなど医療提供体制に厳しさが見られる。
- ②関西圏・中京圏・九州 いずれも新規感染者数の減少が継続し、大阪を除き、5人を下回る水準となっている。いずれも医療提供体制に厳しさは見られるが、新規感染者数、療養者数の減少に伴い負荷の軽減が見られる。一方、大阪などでは、高齢者施設等でのクラスターは継続。高齢者の入院に伴う負荷の増加には留意が必要。
- ③上記以外の地域 概ね新規感染者数の減少傾向が続いている。一方で、一部の地域でクラスターが発生しており注意が必要。

【変異株】

- ・ 英国、南アフリカ等で確認されその影響が懸念される変異株は、現状より急速に拡大するリスクが高い。国内では変異株感染例が継続的に確認され、自治体による積極的疫学調査も受けて、感染者とクラスター報告数の増加傾向が見られる。

＜感染状況の分析＞

- ・ 緊急事態措置区域の4都県では、実効再生産数は、0.9程度の水準で、新規感染者数の減少傾向は継続しているものの、減少スピードが鈍化。首都圏では、感染源やクラスターの発生場所が不明な例が多く、夜間の人流の再上昇の動きも見られており、リバウンドを起こさず、減少傾向を続けることが重要。
- ・ クラスターは、高齢者施設での発生が継続し、地域により飲食店でも引き続き発生している。また、各地で若年層の感染者数の下げ止まりの傾向や感染が縮小した地域でのクラスターの発生も見られ留意が必要。
- ・ 新規感染者数の減少は、周辺地域に比べ都市部で遅れている。変異株のリスクもある中で、減少傾向を維持できる取組が必要。緊急事態宣言下でも変異株感染者の増加傾向がみられ、今後社会における接触機会の増加や、感染対策の緩みが生まれることで、既存株から置き換わっていく可能性もあり、これまでよりそのリスクが拡大する懸念がある。

直近の感染状況の評価等

＜必要な対策＞

- 新規感染者数の減少を継続することにより、医療提供体制の負荷を軽減し、ワクチンを安定して接種できる体制の確保、変異株拡大等のリスクを低減させることが重要。そうした中で、緊急事態宣言の解除がリバウンドを誘発することへの懸念に留意が必要である。特に、首都圏では、他地域と比べると感染者数が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。感染の再拡大を防ぐためには、できるだけ低い水準を長く維持することが必要であり、そのため、地域の感染状況等に応じ、積極的疫学調査を踏まえ、その情報・評価を踏まえた対応などさらに感染を減少させるために必要な取組を行っていることが必要。既に緊急事態措置が解除された地域も同様の取組が必要。
- 感染を減少させるための取組に協力が必要なことについて、国、自治体が一致したメッセージを出していくことが必要。
- 会食における感染リスクを低減させるために、事業者の取組とともに、利用者の会食のあり方を周知することが重要。
- また、年度末から年度初めの恒例行事（卒業式、歓送迎会、お花見）などに伴う宴会・旅行はなるべく避けていただくように効果的なメッセージの発信が必要。
- 今後、再拡大の防止とともに次の波に備えた対応を行うことが重要。具体的には、①ワクチン接種の着実な推進、②変異株対策の強化、③感染リスクに応じた積極的な検査による早期探知や積極的疫学調査の再強化、飲食店及び高齢者施設対策の継続などの感染拡大防止策の推進、④新型コロナウイルスに対する医療を機動的に提供するための医療提供体制等の充実などの取組が必要。

【変異株】

- 今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるための対応が必要。このため、先日示された変異株対策パッケージに基づき、①水際措置の強化の継続、②国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化（民間検査機関や大学等とも連携。国は自治体の検査数等を定期的把握）、③変異株感染者の早期検知、積極的疫学調査による濃厚接触者および感染源の特定や速やかな拡大防止策、④変異株の感染性や病原性等の疫学情報についての評価・分析（N501Y変異以外のE484Kなどの変異を有する変異株についても実態把握を継続）と正確な情報の発信、⑤検体や臨床情報等の一体的収集・解析等の研究開発等の推進が必要。

直近の感染状況等（1）

○新規感染者数の動向（対人口10万人（人））

	2/10～2/16	2/17～2/23	2/24～3/2	2/1～2/7	2/8～2/14	2/15～2/21			
全国	7.81人（9,856人）↓	6.62人（8,358人）↓	5.41人（6,831人）↓	372,020件↓	4.2%↓	323,495件↓	3.2%↓	319,692件↓	2.8%↓
北海道	7.75人（407人）↓	6.15人（323人）↓	4.76人（250人）↓	16,223件↓	3.9%↑	13,708件↓	3.0%↓	15,368件↑	2.1%↓
埼玉	13.17人（968人）↓	12.14人（892人）↓	8.83人（649人）↓	36,780件↑	4.1%↓	29,377件↓	3.6%↓	26,615件↓	3.4%↓
千葉	14.00人（876人）↓	14.41人（902人）↑	13.50人（845人）↓	19,552件↓	7.3%↓	15,196件↓	5.6%↓	15,515件↑	6.4%↑
東京	18.59人（2,588人）↓	16.00人（2,228人）↓	13.23人（1,842人）↓	72,706件↓	5.5%↓	66,882件↓	4.0%↓	69,374件↑	3.4%↓
神奈川	10.06人（925人）↓	8.81人（810人）↓	8.24人（758人）↓	25,011件↓	6.1%↓	22,455件↓	4.4%↓	21,372件↓	3.8%↓
岐阜	6.79人（135人）↓	3.57人（71人）↓	2.47人（49人）↓	4,383件↓	4.8%↓	3,394件↓	4.3%↓	3,729件↑	2.4%↓
愛知	6.45人（487人）↓	4.54人（343人）↓	3.67人（277人）↓	12,411件↓	5.4%↓	9,975件↓	5.1%↓	10,115件↑	3.6%↓
京都	5.50人（142人）↓	3.56人（92人）↓	1.47人（38人）↓	8,712件↓	3.5%↓	6,340件↓	2.6%↓	5,440件↓	1.9%↓
大阪	8.67人（764人）↓	7.14人（629人）↓	5.46人（481人）↓	29,995件↓	4.5%↓	25,372件↓	3.4%↓	24,108件↓	2.6%↓
兵庫	6.51人（356人）↓	4.72人（258人）↓	3.48人（190人）↓	12,392件↓	5.4%↓	10,585件↓	3.6%↓	8,605件↓	3.4%↓
福岡	10.33人（527人）↓	7.84人（400人）↓	4.06人（207人）↓	16,669件↓	4.0%↓	19,311件↑	2.9%↓	13,289件↓	3.2%↑
沖縄	7.36人（107人）↓	7.16人（104人）↓	7.43人（108人）↑	5,458件↓	5.5%↓	4,244件↓	3.5%↓	6,457件↑	1.5%↓

∞

※ ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

直近の感染状況等（2）

○入院患者数の動向（入院者数（対受入確保病床数）

	2/10	2/17	2/24	2/10	2/17	2/24
全国	11,325人(38.6%) ↓	9,575人(32.4%) ↓	8,032人(26.8%) ↓	1,232人(34.0%) ↓	1,020人(28.1%) ↓	820人(19.8%) ↓
北海道	475人(26.0%) ↓	401人(21.9%) ↓	384人(21.0%) ↓	11人(6.8%) ↓	16人(9.9%) ↑	8人(5.0%) ↓
埼玉	909人(68.8%) ↓	900人(67.4%) ↓	741人(54.9%) ↓	52人(36.6%) ↓	47人(33.1%) ↓	36人(25.2%) ↓
千葉	815人(70.6%) ↑	748人(63.4%) ↓	646人(50.0%) ↓	44人(47.3%) ↓	24人(25.8%) ↓	21人(22.8%) ↓
東京	2,595人(53.0%) ↓	2,244人(44.9%) ↓	1,894人(37.9%) ↓	498人(99.6%) ↓	431人(86.2%) ↓	327人(32.7%注) ↓
神奈川	682人(43.9%) ↓	594人(38.2%) ↓	493人(31.7%) ↓	55人(28.9%) ↓	35人(18.4%) ↓	32人(16.8%) ↓
岐阜	248人(35.7%) ↓	207人(29.8%) ↓	156人(22.5%) ↓	12人(20.3%) ↑	9人(15.3%) ↓	9人(15.3%) →
愛知	537人(44.2%) ↓	461人(37.9%) ↓	364人(30.0%) ↓	45人(35.7%) ↓	35人(27.8%) ↓	31人(24.6%) ↓
京都	173人(41.6%) ↓	125人(30.0%) ↓	124人(29.8%) ↓	19人(22.1%) ↓	19人(22.1%) →	15人(17.4%) ↓
大阪	997人(51.2%) ↓	809人(41.5%) ↓	685人(34.7%) ↓	216人(51.3%) ↓	190人(46.6%) ↓	156人(38.2%) ↓
兵庫	465人(55.4%) ↓	372人(44.3%) ↓	321人(38.3%) ↓	68人(58.6%) ↑	54人(46.6%) ↓	50人(43.1%) ↓
福岡	505人(69.0%) ↓	485人(66.3%) ↓	359人(47.0%) ↓	38人(34.5%) ↓	29人(26.4%) ↓	25人(22.5%) ↓
沖縄	350人(74.0%) ↓	239人(50.5%) ↓	185人(38.9%) ↓	27人(50.9%) ↓	21人(39.6%) ↓	17人(32.1%) ↓

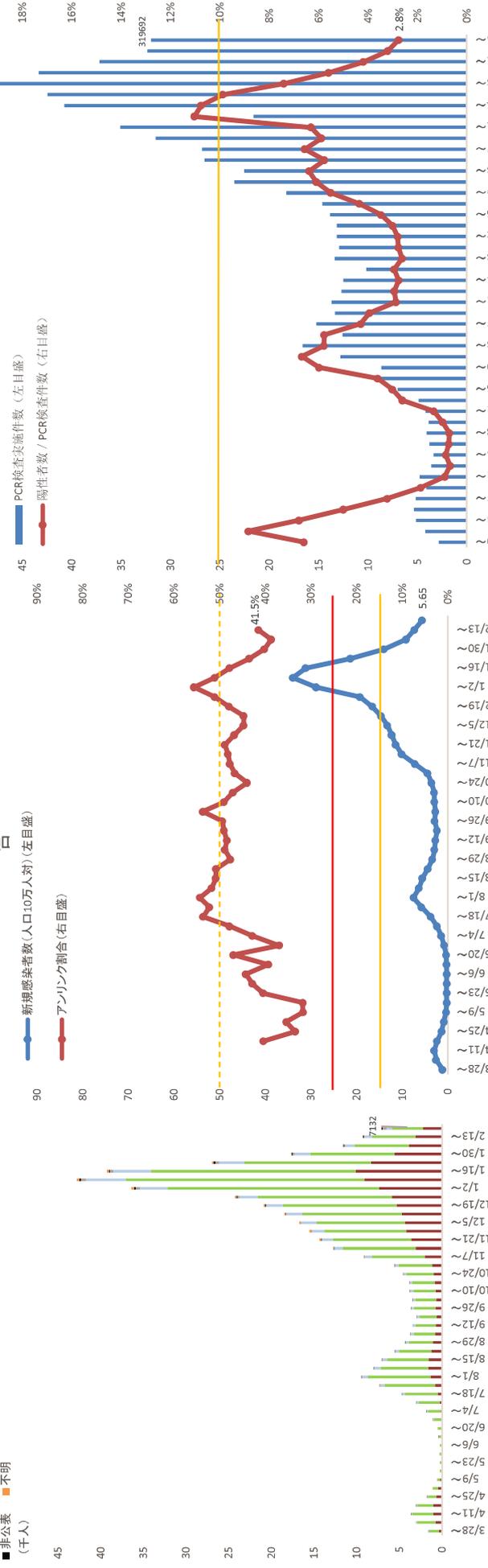
○

○重症者数の動向（入院者数（対受入確保病床数）

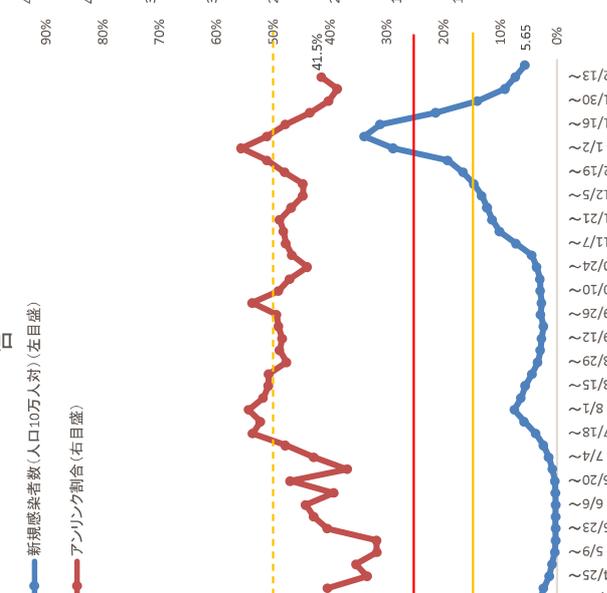
※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

注：従来、入院者数（分子）は国基準（集中治療室（ICU）、ハイケアユニット（HCU）等）での管理、人工呼吸器又は体外式心配補助（ECMO）による管理が必要な患者（分母）は人工呼吸器又は体外式心配補助（ECMO）による管理が必要な患者用の病床による報告であったが、分母、分子とも国基準での報告による。（参考：東京都基準は、人工呼吸器又は体外式心配補助（ECMO）による管理が必要な患者用の病床）

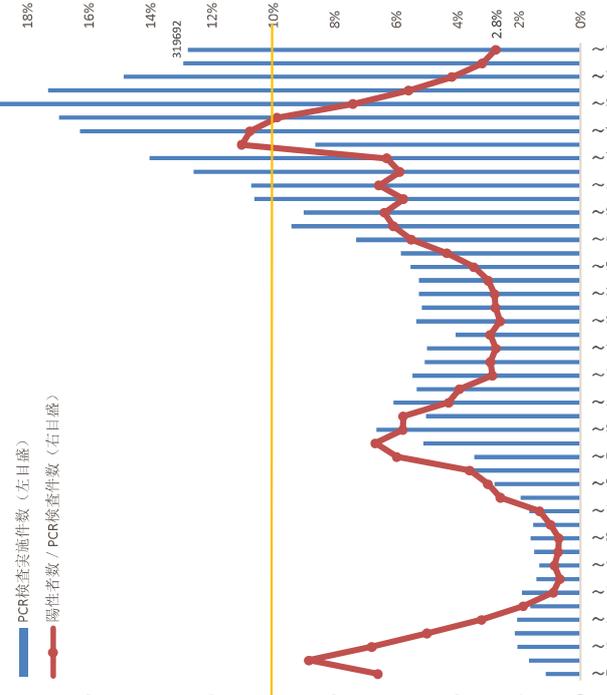
①新規感染者報告数



②新規感染者数(人口10万人対)／アンリンク割合

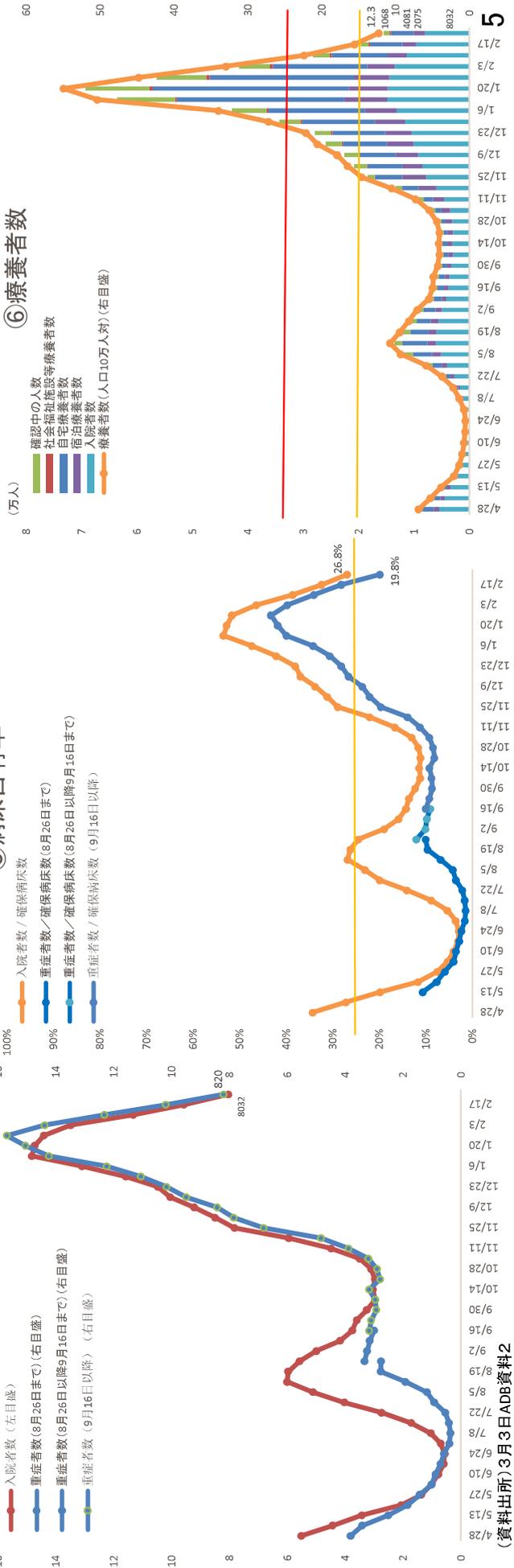


③検査状況

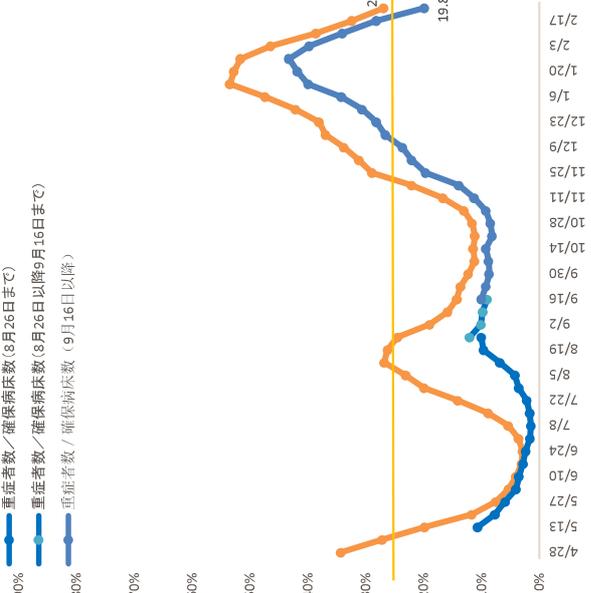


全国 20%

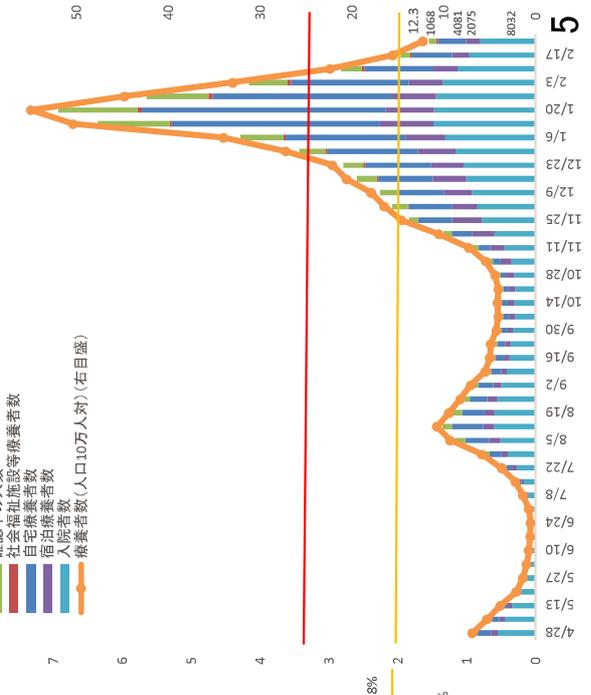
④入院者数／重症者数



⑤病床占有率



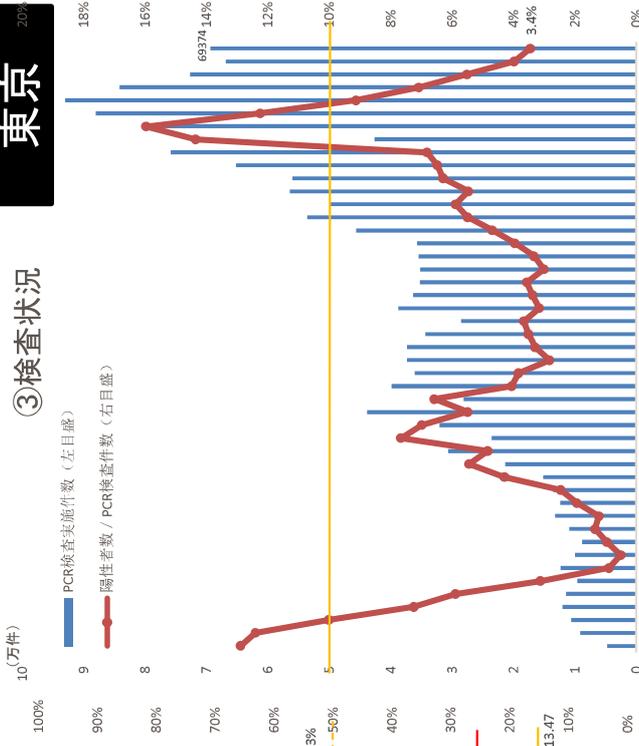
⑥療養者数



(資料出所) 3月3日 ADB資料2

東京

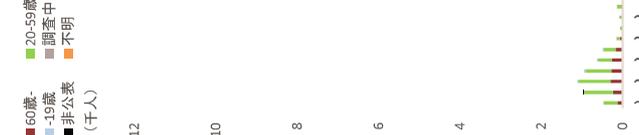
③検査状況



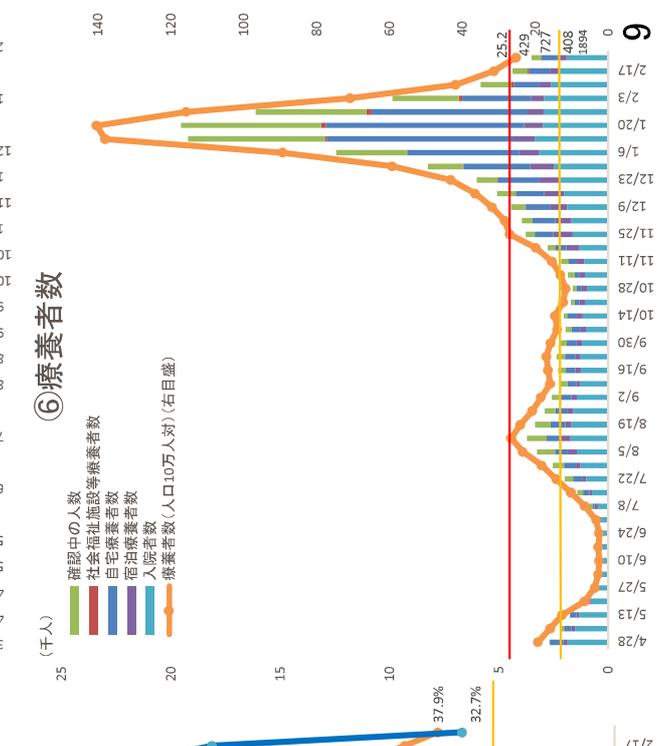
②新規感染者数(人口10万人対) / アンリンク割合



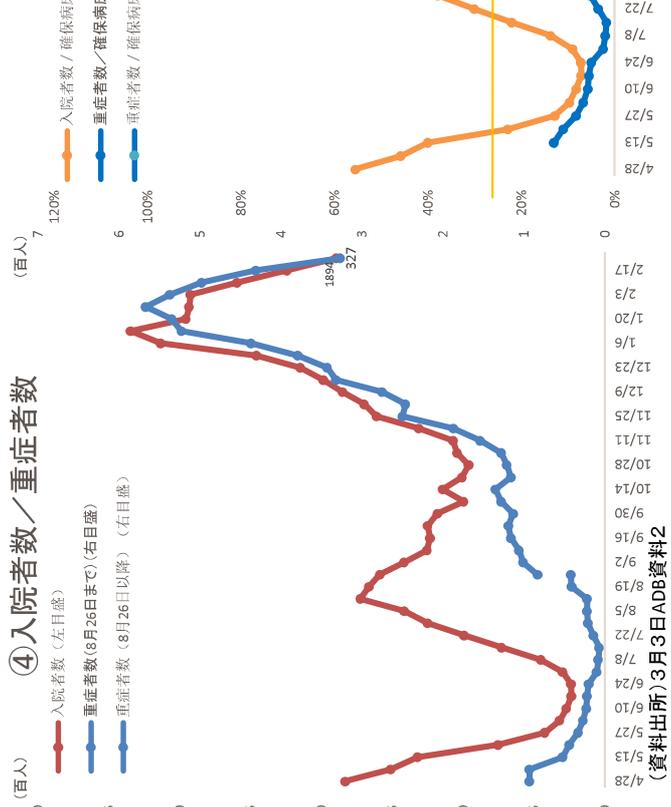
①新規感染者報告数



⑥療養者数



⑤病床占有率



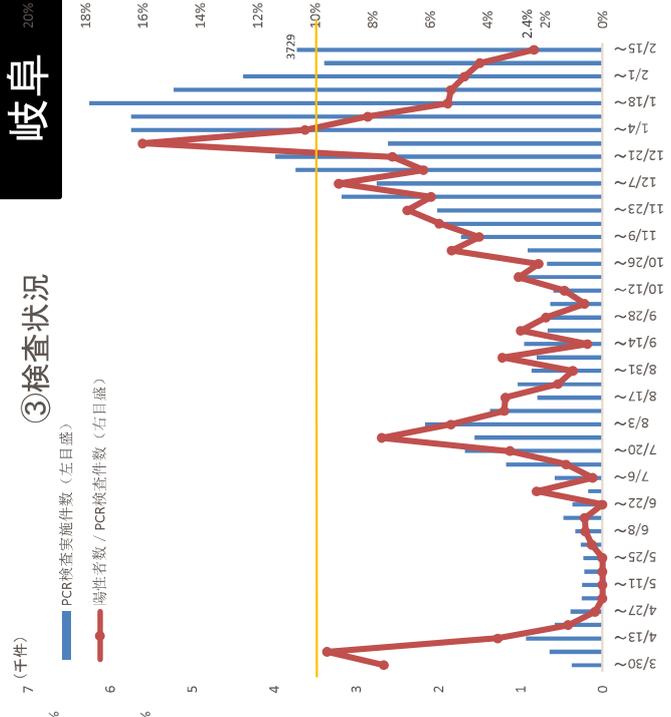
④入院者数 / 重症者数



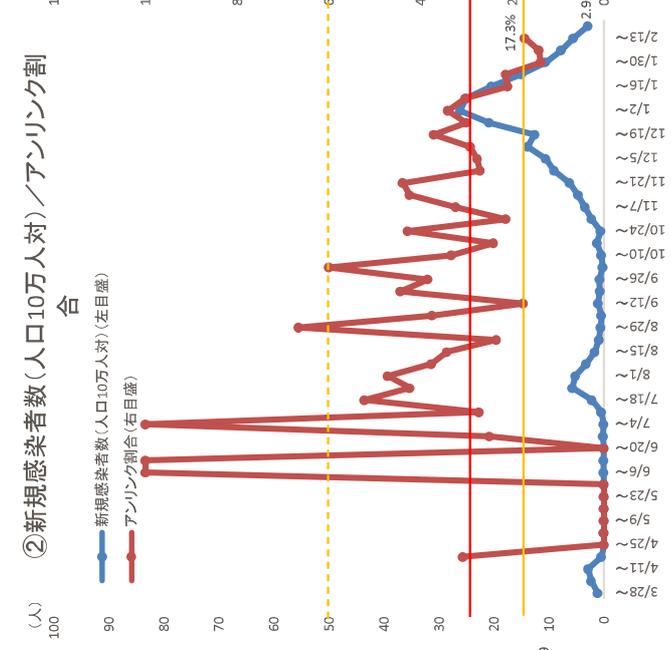
(資料出所) 3月3日ADB資料2

岐阜

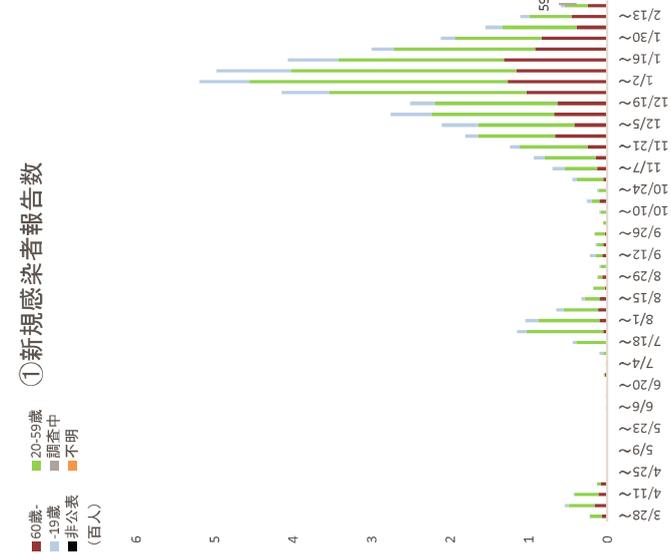
③検査状況



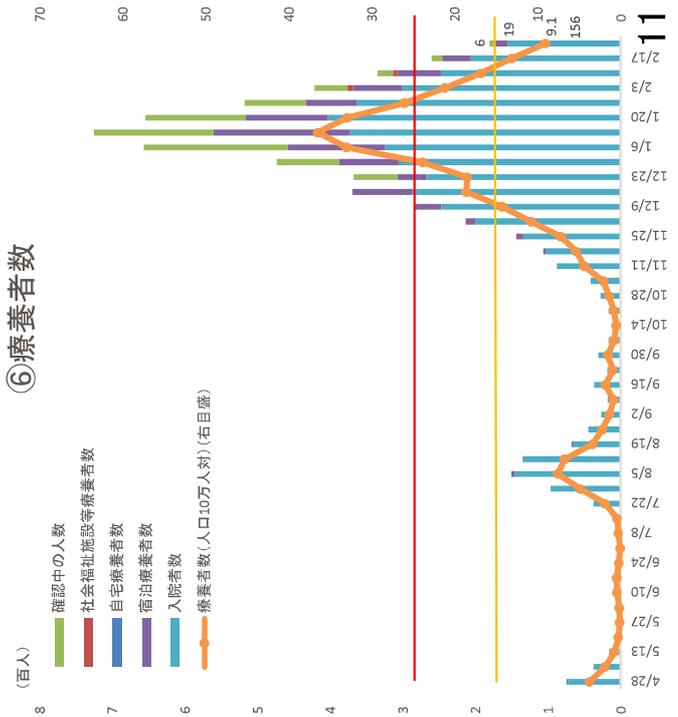
②新規感染者数(人口10万人対)/アンリンク割合



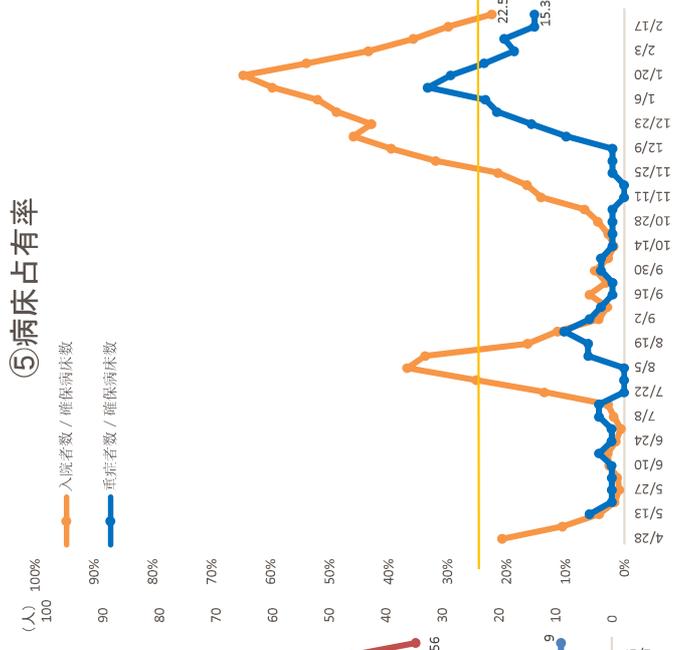
①新規感染者報告数



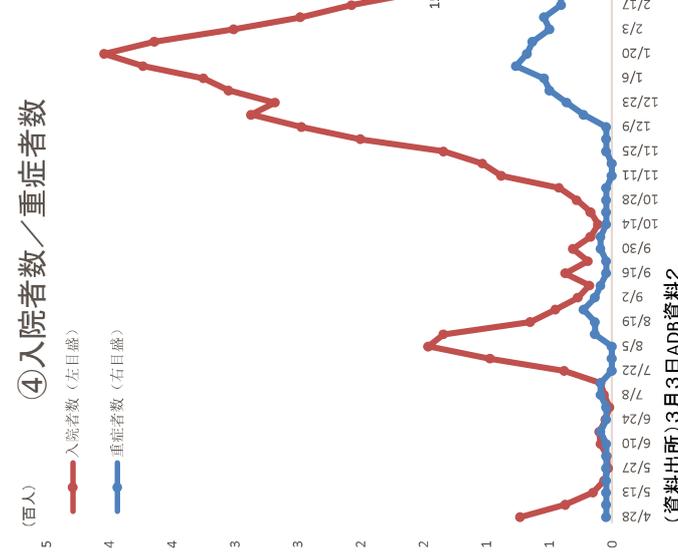
⑥療養者数



⑤病床占有率



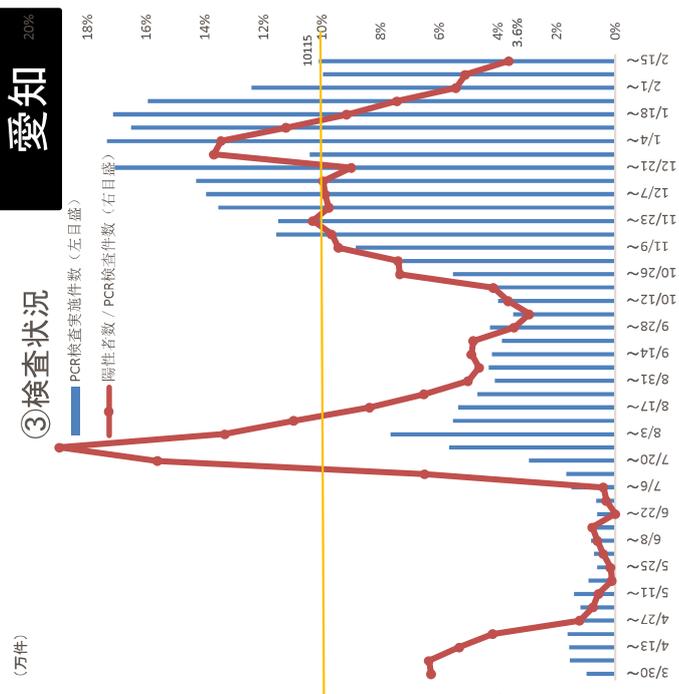
④入院者数/重症者数



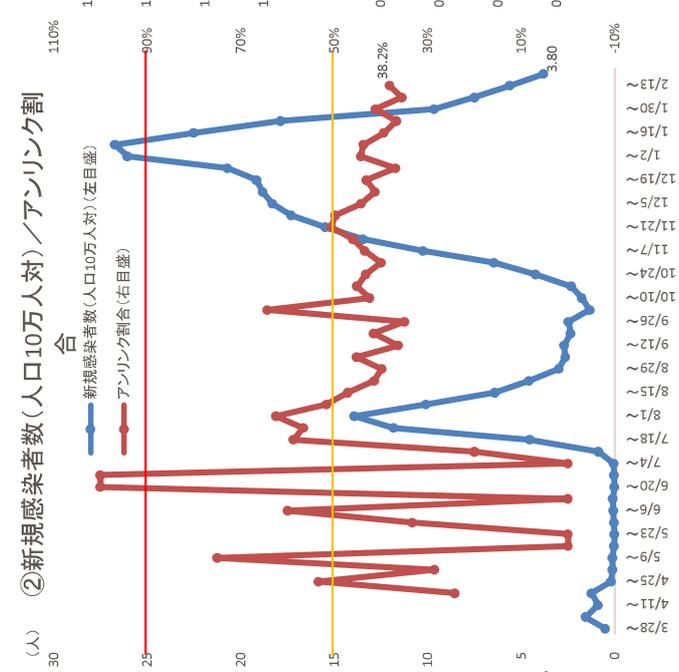
(資料出所) 3月3日ADB資料2

愛知

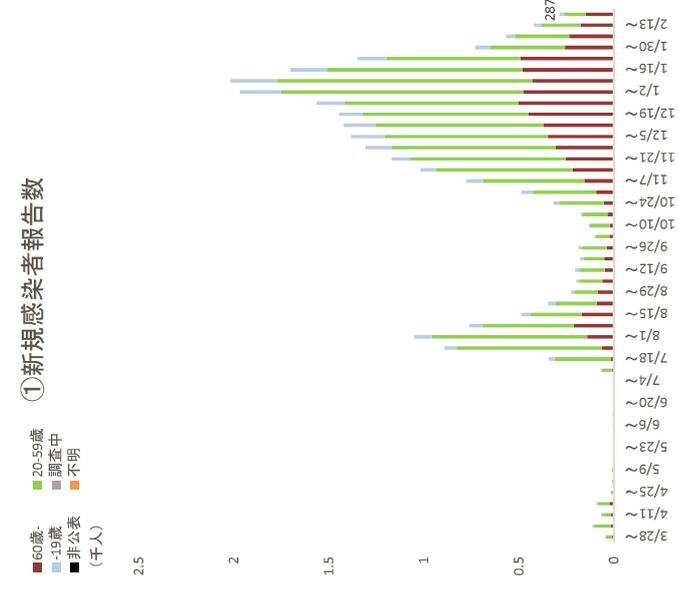
③検査状況



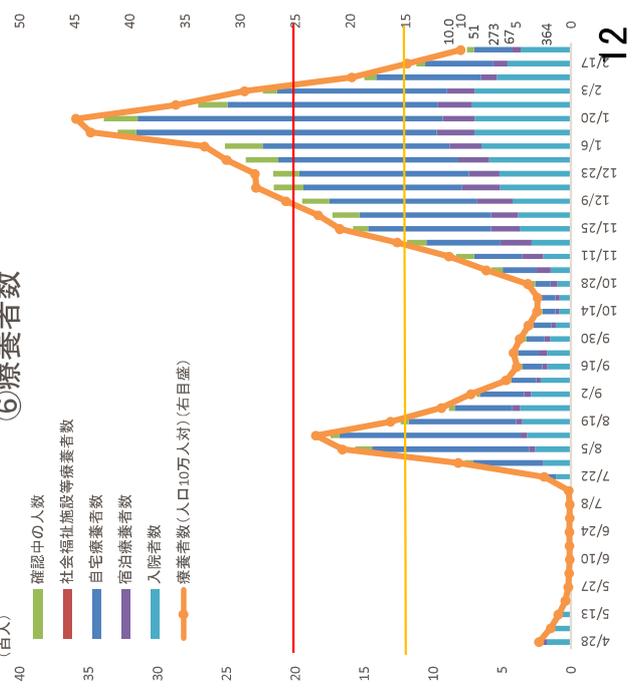
②新規感染者数(人口10万人対) / アンリンク割合



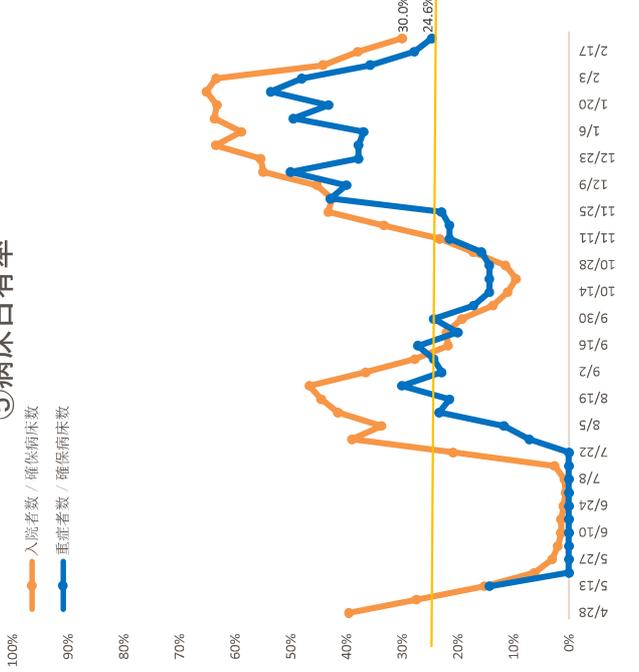
①新規感染者報告数



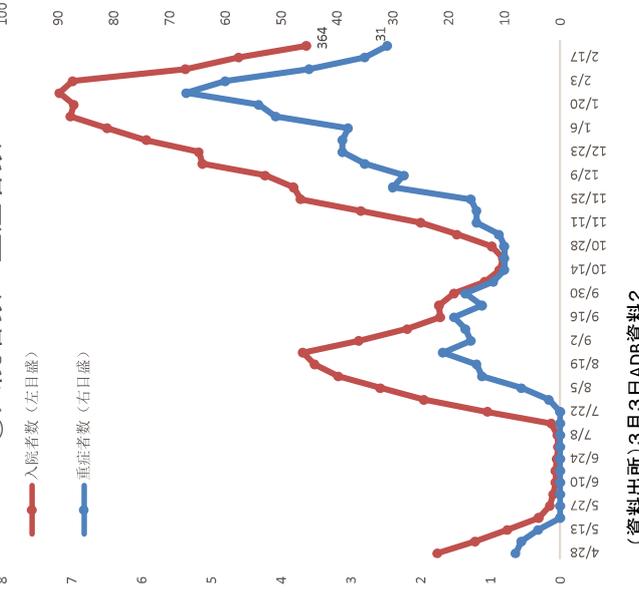
⑥療養者数



⑤病床占有率

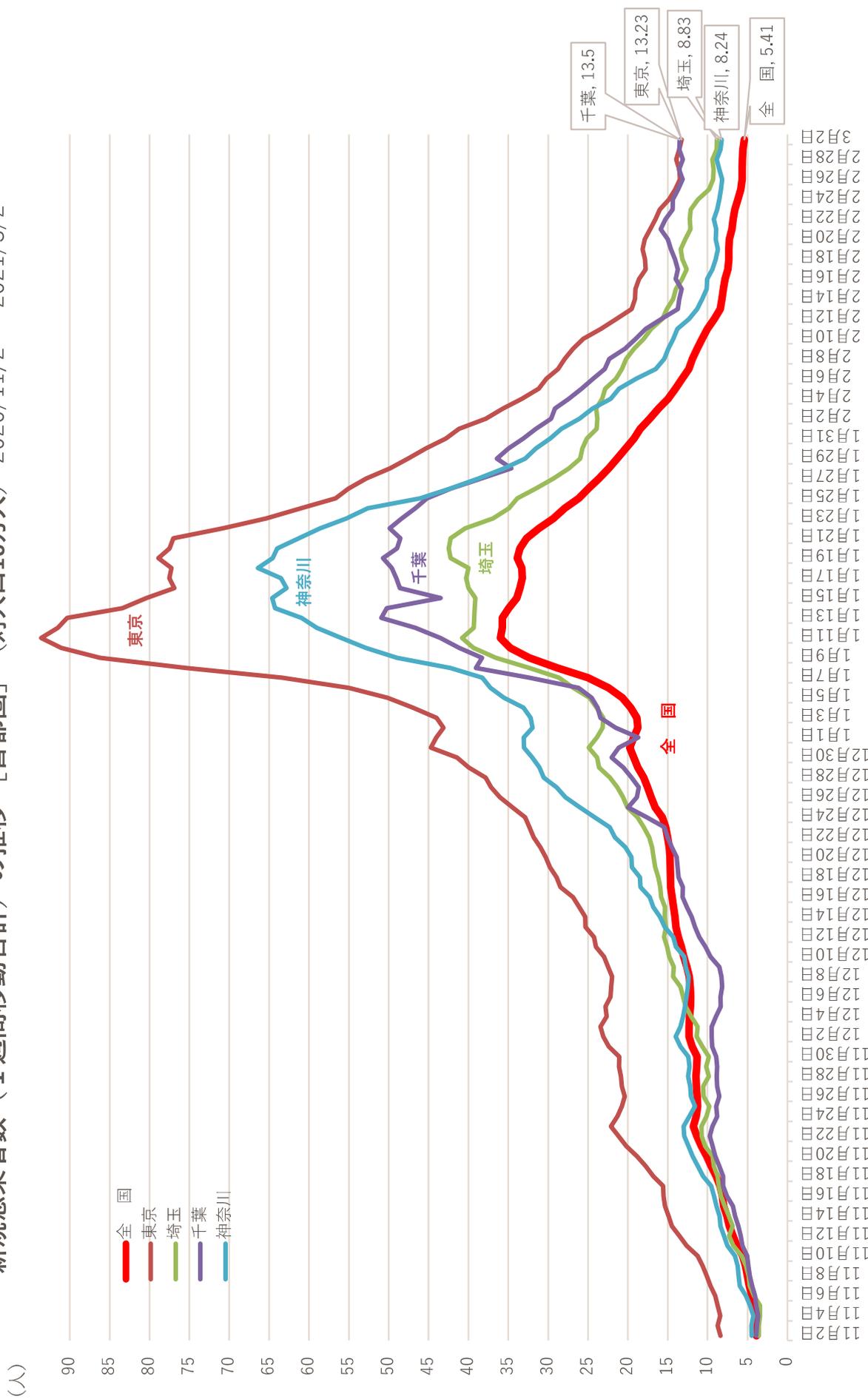


④入院者数 / 重症者数



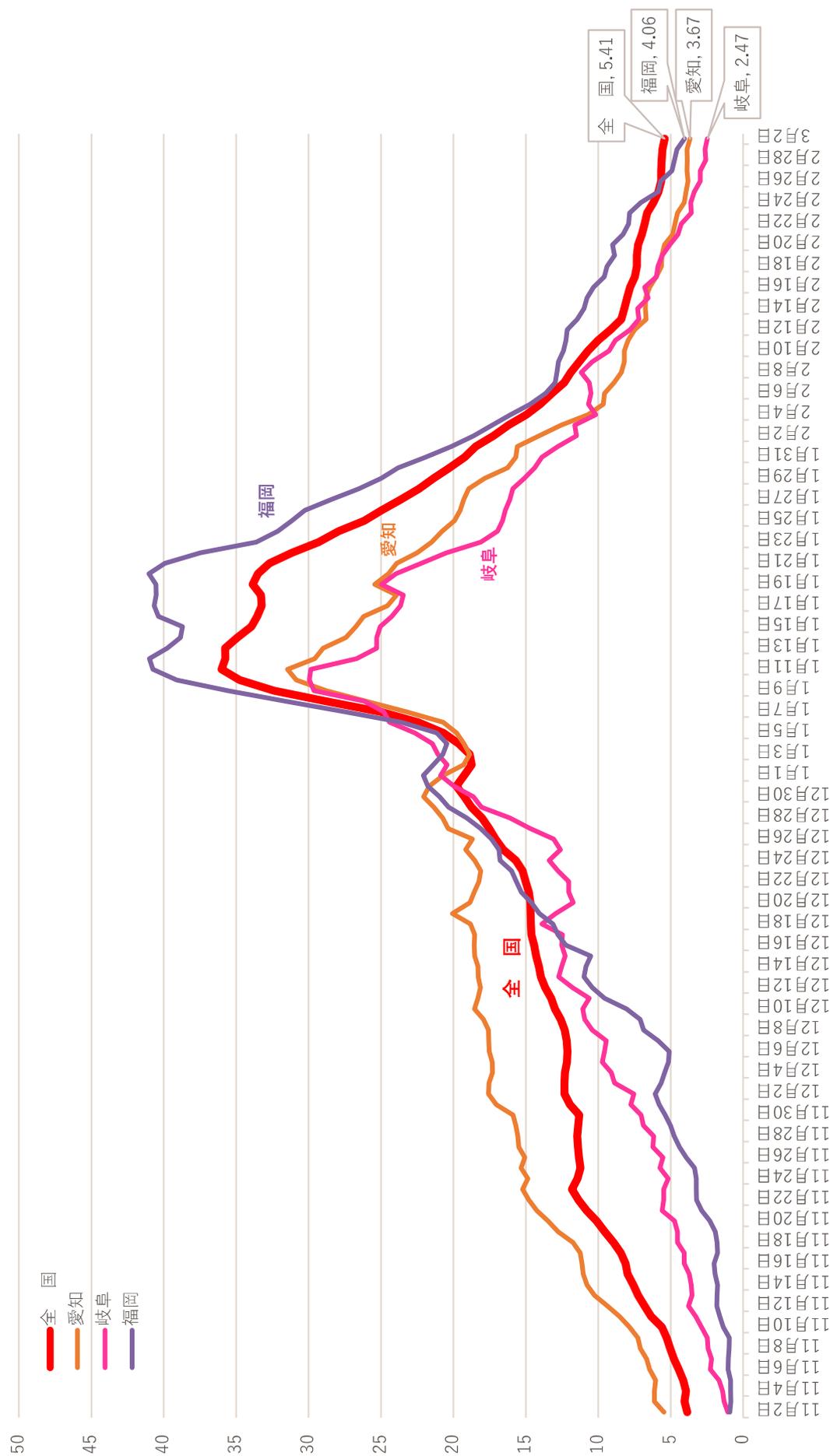
(資料出所) 3月3日ADB資料2

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [首都圏]（対人口10万人） 2020/11/2～2021/3/2



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他]（対人口10万人） 2020/11/2～2021/3/2



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

(参考) 都道府県の医療提供体制等の状況 (医療提供体制・監視体制・感染の状況)

A	B	C			D			E		F	G			H			I			J	
		医療提供体制			①病床のひっ迫具合			重症患者			②療養者数		③陽性者数／PCR検査件数 (最近1週間)			④直近1週間の陽性者数			⑤直近1週間とその前1週間の比		
時点	千人	2/23	2/23	2/23	2/23	2/23	2/23	2/23	2/23	2/23	2/21(1W)	2/25(1W)	対人口10万人 (前週差)	対人口10万人 (前週差)	1	1	~2/19(1W)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	
単位		25%	20%	25%	20%	20%	50%	20%	50%	15	10%	15	10%	15	1	1	50%	50%		50%	
スカラーZの指標																					
スカラーZの指標																					
北海道	5,250	21.0%	(▲0.9)	21.0%	(▲0.9)	5.0%	(▲5.0)	5.0%	(▲5.0)	13.5	(▲1.3)	2.1%	(▲0.9)	5.96	(▲0.6)	0.90	(+0.19)	26.3%	(+1.2)	26.3%	(+1.2)
青森県	1,246	19.1%	(▲7.4)	17.3%	(▲6.7)	0.0%	(▲3.2)	0.0%	(▲3.2)	3.4	(▲2.4)	0.7%	(▲4.2)	0.16	(▲1.3)	0.11	(▲0.20)	5.6%	(+0.2)	5.6%	(+0.2)
岩手県	1,227	3.4%	(▲3.4)	3.4%	(▲3.4)	0.0%	(▲1.7)	0.0%	(▲1.7)	2.1	(+0.0)	1.4%	(+0.8)	0.81	(▲1.1)	0.42	(▲1.98)	16.7%	(+4.2)	16.7%	(+4.2)
宮城県	2,306	10.4%	(▲2.9)	8.0%	(▲2.2)	7.0%	(▲4.7)	4.6%	(▲3.1)	4.0	(+0.5)	1.5%	(+0.7)	2.47	(+0.8)	1.46	(+0.58)	48.1%	(▲1.9)	48.1%	(▲1.9)
秋田県	966	2.6%	(▲4.8)	2.6%	(▲4.7)	0.0%	(+0.0)	0.0%	(+0.0)	0.6	(▲1.1)	0.0%	(+0.0)	0.00	(+0.0)	-	-	-	-	-	-
山形県	1,078	5.6%	(▲3.2)	5.6%	(▲3.2)	0.0%	(+0.0)	0.0%	(+0.0)	1.1	(▲0.6)	0.3%	(▲0.4)	0.65	(+0.3)	1.75	(+1.48)	40.0%	(▲10.0)	40.0%	(▲10.0)
福島県	1,846	18.3%	(▲4.3)	18.3%	(▲4.3)	14.3%	(▲2.0)	14.0%	(▲2.0)	4.9	(▲1.2)	0.5%	(▲0.3)	3.03	(+0.0)	1.00	(▲0.22)	8.9%	(▲10.3)	8.9%	(▲10.3)
茨城県	2,860	26.3%	(▲1.9)	26.3%	(▲1.9)	17.1%	(▲4.3)	17.1%	(▲4.3)	11.8	(▲1.1)	2.1%	(▲0.5)	7.24	(+0.8)	1.13	(+0.54)	17.4%	(▲2.9)	17.4%	(▲2.9)
栃木県	1,934	22.0%	(▲3.4)	22.0%	(▲3.4)	17.4%	(+0.0)	17.4%	(+0.0)	8.9	(▲0.8)	1.6%	(▲0.7)	3.52	(▲0.5)	0.87	(+0.07)	31.1%	(▲1.4)	31.1%	(▲1.4)
群馬県	1,942	25.6%	(▲4.0)	25.6%	(▲4.0)	8.1%	(+0.0)	8.1%	(+0.0)	9.3	(▲3.3)	2.7%	(▲1.1)	4.38	(▲2.7)	0.62	(▲0.16)	31.9%	(▲3.9)	31.9%	(▲3.9)
埼玉県	7,350	54.9%	(▲12.5)	50.5%	(▲13.7)	25.2%	(▲7.9)	18.0%	(▲5.5)	22.6	(▲6.9)	3.4%	(▲0.2)	9.82	(▲3.3)	0.75	(▲0.02)	34.2%	(▲1.4)	34.2%	(▲1.4)
千葉県	6,259	50.0%	(▲13.4)	50.0%	(▲12.4)	22.8%	(▲3.0)	11.7%	(▲1.7)	28.9	(▲9.1)	6.4%	(+0.8)	13.68	(▲0.4)	0.97	(+0.17)	52.0%	(+4.6)	52.0%	(+4.6)
東京都	13,921	37.9%	(▲7.0)	37.9%	(▲7.0)	32.7%	注(▲53.5)	32.7%	注(▲53.5)	25.2	(▲6.1)	3.4%	(▲0.5)	14.07	(▲3.8)	0.79	(+0.02)	51.3%	(+3.0)	51.3%	(+3.0)
神奈川県	9,198	31.7%	(▲6.5)	31.7%	(▲6.5)	16.8%	(▲1.6)	16.8%	(▲1.6)	12.1	(▲2.0)	3.8%	(▲0.5)	8.32	(▲0.7)	0.92	(+0.27)	47.7%	(+6.4)	47.7%	(+6.4)
新潟県	2,223	12.6%	(▲2.7)	12.6%	(▲2.7)	0.9%	(+0.0)	0.9%	(+0.0)	3.7	(+0.3)	0.9%	(▲0.6)	1.39	(▲0.3)	0.82	(▲0.03)	14.7%	(+8.2)	14.7%	(+8.2)
富山県	1,044	4.0%	(▲0.4)	4.0%	(▲0.4)	5.6%	(▲2.8)	5.6%	(▲2.8)	2.2	(+0.1)	1.2%	(+0.6)	0.77	(▲0.3)	0.73	(▲0.65)	20.0%	(▲8.6)	20.0%	(▲8.6)
石川県	1,138	43.4%	(▲1.6)	43.4%	(▲1.6)	17.1%	(+8.6)	17.1%	(+8.6)	12.7	(▲2.2)	3.5%	(+0.1)	7.73	(▲3.0)	0.72	(▲0.24)	24.4%	(▲6.7)	24.4%	(▲6.7)
福井県	768	5.5%	(▲2.0)	5.5%	(▲2.0)	0.0%	(▲8.3)	0.0%	(▲8.3)	1.8	(▲0.7)	0.7%	(▲0.1)	0.91	(▲0.3)	0.78	(▲0.22)	7.1%	(+7.1)	7.1%	(+7.1)
山梨県	811	4.6%	(▲1.1)	4.6%	(▲1.1)	8.3%	(+4.2)	8.3%	(+4.2)	1.6	(▲0.4)	0.7%	(▲0.8)	0.62	(▲1.4)	0.31	(▲1.14)	88.9%	(+30.1)	88.9%	(+30.1)
長野県	2,049	3.2%	(▲3.9)	3.2%	(▲3.9)	0.0%	(+0.0)	0.0%	(+0.0)	0.8	(▲0.9)	0.5%	(+0.1)	0.34	(+0.0)	1.00	(+0.73)	7.7%	(▲17.3)	7.7%	(▲17.3)
岐阜県	1,987	22.5%	(▲7.3)	22.5%	(▲7.3)	15.3%	(+0.0)	15.3%	(+0.0)	9.1	(▲4.0)	2.4%	(▲1.9)	3.37	(▲2.5)	0.57	(▲0.10)	17.3%	(+3.1)	17.3%	(+3.1)
静岡県	3,644	21.6%	(+6.0)	21.6%	(+6.0)	2.5%	(+0.0)	1.5%	(+0.0)	6.4	(+2.1)	2.2%	(+0.7)	4.25	(+0.8)	1.23	(+0.22)	32.9%	(▲4.6)	32.9%	(▲4.6)
愛知県	7,552	30.0%	(▲8.0)	30.0%	(▲8.0)	24.6%	(▲3.2)	24.6%	(▲3.2)	10.0	(▲4.8)	3.6%	(▲1.5)	3.95	(▲1.7)	0.70	(▲0.01)	38.2%	(+2.6)	38.2%	(+2.6)

（参考）都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）

			【 A B C D E F G H I J 】								
A	B	C	【 医療提供体制 】		F	G	H	【 感染の状況 】			
			①病床のひっ迫具合					③陽性者数/ PCR検査件数 (前週1週間)	④直近1週間の陽性 者数 対人口10万人 (前週差)	⑤直近1週間 との前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路 不明な者の 割合
			全入院者	重症患者							
人口			確保病床 利用率 【重症患者】	確保病床 利用率 【重症患者】	②感染者数 対人口10万人 (前週差)						
時点	2019.10		2/23	2/23	2/23		~2/25(1W)			~2/19(1W)	
単位	千人		% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)		対人口10万人 (前週差)	(前週差)	(前週差)	% (前週差)	
スティーブの指標	25%	20%	25%	20%	15	10%	15	1	1	50%	
スティーブの指標		50%		50%	25	10%	25	1	1	50%	
三重県	1,781	36.5% (+1.3)	36.5% (+1.3)	15.1% (▲5.7)	8.1 (▲0.4)	7.8% (+3.0)	3.43 (▲1.0)	0.77 (▲0.27)	0.77 (▲0.27)	11.9% (▲8.9)	
滋賀県	1,414	29.6% (+0.6)	29.6% (+0.6)	18.4% (+3.2)	9.7 (▲0.7)	4.1% (▲2.5)	5.59 (+0.7)	1.14 (+0.32)	1.14 (+0.32)	23.5% (▲2.1)	
京都府	2,583	29.8% (▲0.2)	29.8% (▲0.2)	17.4% (▲4.7)	15.1 (▲3.6)	1.9% (▲0.8)	2.75 (▲2.2)	0.55 (▲0.11)	0.55 (▲0.11)	43.7% (+13.7)	
大阪府	8,809	34.7% (▲6.8)	34.7% (▲6.8)	38.2% (▲8.3)	13.8 (▲5.4)	2.6% (▲0.8)	6.25 (▲1.9)	0.77 (+0.09)	0.77 (+0.09)	51.4% (+3.2)	
兵庫県	5,466	38.3% (▲6.1)	38.3% (▲6.1)	43.1% (▲3.4)	9.8 (▲2.4)	3.4% (▲0.2)	3.51 (▲2.5)	0.58 (▲0.10)	0.58 (▲0.10)	37.8% (+4.1)	
奈良県	1,330	24.1% (▲4.1)	23.9% (+3.1)	14.8% (+0.0)	8.1 (▲2.3)	3.6% (+0.3)	2.78 (▲2.5)	0.53 (▲0.27)	0.53 (▲0.27)	35.7% (▲6.4)	
和歌山県	925	4.3% (▲8.3)	4.3% (▲8.3)	0.0% (+0.0)	1.8 (▲3.6)	0.9% (▲0.8)	0.54 (▲2.4)	0.19 (▲0.53)	0.19 (▲0.53)	5.6% (▲13.9)	
鳥取県	556	0.6% (▲0.3)	0.6% (▲0.3)	0.0% (+0.0)	0.4 (▲0.2)	0.1% (+0.1)	0.18 (+0.2)	-	-	100.0% (+100.0)	
島根県	674	2.4% (+0.0)	2.4% (+0.0)	0.0% (▲4.0)	0.9 (+0.0)	0.3% (▲0.6)	0.45 (+0.3)	3.00 (+2.86)	3.00 (+2.86)	100.0% (+50.0)	
岡山県	1,890	10.6% (▲5.1)	10.6% (▲5.1)	4.7% (▲3.5)	2.8 (▲1.9)	0.5% (▲0.3)	0.74 (▲1.0)	0.44 (▲0.17)	0.44 (▲0.17)	33.3% (▲0.6)	
広島県	2,804	8.4% (▲6.1)	8.0% (▲5.8)	16.7% (+0.0)	2.7 (▲1.7)	0.5% (▲0.1)	0.96 (▲1.5)	0.40 (▲0.72)	0.40 (▲0.72)	24.6% (▲7.1)	
山口県	1,358	13.1% (▲5.1)	13.1% (▲5.1)	0.8% (+0.0)	5.4 (▲4.1)	1.1% (▲2.6)	0.59 (▲1.0)	0.36 (+0.03)	0.36 (+0.03)	0.0% (▲1.7)	
徳島県	728	17.0% (▲6.5)	17.0% (▲6.5)	4.0% (+0.0)	4.8 (▲2.1)	1.2% (▲2.1)	0.69 (▲2.7)	0.20 (▲0.73)	0.20 (▲0.73)	30.4% (+23.8)	
香川県	956	10.5% (▲2.5)	10.5% (▲2.5)	3.8% (+0.0)	4.0 (▲0.1)	0.9% (▲0.0)	2.09 (+0.6)	1.43 (+1.05)	1.43 (+1.05)	63.2% (+24.0)	
愛媛県	1,339	10.0% (+3.3)	10.0% (+3.3)	3.0% (+0.0)	2.9 (+0.5)	2.8% (+0.8)	2.17 (+1.7)	4.83 (+4.60)	4.83 (+4.60)	22.2% (+17.2)	
高知県	698	2.0% (▲2.0)	2.0% (▲2.0)	1.7% (+0.0)	0.6 (▲2.3)	1.4% (▲0.8)	0.00 (▲2.3)	0.00 (▲1.00)	0.00 (▲1.00)	27.3% (▲0.5)	
福岡県	5,104	47.0% (▲19.3)	47.0% (▲16.8)	22.5% (▲3.8)	17.0 (▲4.8)	3.2% (+0.3)	5.86 (▲3.5)	0.62 (▲0.15)	0.62 (▲0.15)	33.8% (+1.4)	
佐賀県	815	7.6% (+2.1)	7.6% (+2.1)	0.0% (▲2.2)	4.5 (+0.9)	1.6% (+0.4)	6.01 (+5.8)	24.50 (+24.42)	24.50 (+24.42)	50.0% (+23.7)	
長崎県	1,327	6.6% (▲7.5)	6.6% (▲7.5)	2.6% (▲5.3)	2.9 (▲3.4)	0.4% (▲0.1)	1.43 (+0.7)	1.90 (+1.63)	1.90 (+1.63)	41.7% (+7.1)	
熊本県	1,748	10.1% (▲4.0)	10.1% (▲4.0)	11.9% (▲5.1)	3.1 (▲1.1)	0.9% (▲0.2)	0.51 (▲1.3)	0.28 (▲0.79)	0.28 (▲0.79)	28.1% (+2.2)	
大分県	1,135	11.2% (▲3.0)	11.2% (▲3.0)	0.0% (+0.0)	4.5 (▲1.2)	1.6% (▲0.0)	1.15 (▲1.2)	0.48 (▲0.15)	0.48 (▲0.15)	13.8% (+2.7)	
宮崎県	1,073	5.8% (▲3.3)	5.8% (▲3.3)	0.0% (+0.0)	2.9 (▲2.9)	0.8% (▲1.8)	1.03 (▲1.7)	0.38 (▲0.38)	0.38 (▲0.38)	0.0% (▲4.7)	
鹿児島県	1,602	14.7% (▲2.4)	14.7% (▲2.4)	7.1% (▲2.9)	4.1 (▲1.7)	0.6% (▲0.9)	1.00 (▲2.3)	0.30 (▲0.85)	0.30 (▲0.85)	31.6% (+10.8)	
沖縄県	1,453	38.9% (▲11.6)	38.9% (▲11.6)	32.1% (▲7.5)	18.5 (▲2.9)	1.5% (▲2.0)	6.33 (▲0.8)	0.89 (+0.38)	0.89 (+0.38)	20.4% (▲5.6)	
全国	126,167	26.8% (▲5.5)	26.6% (▲5.3)	19.8% (▲8.3)	12.3 (▲3.3)	2.8% (▲0.4)	5.85 (▲1.5)	0.80 (+0.06)	0.80 (+0.06)	41.5% (+2.8)	

※：人口推計 都道府県、男女別人口及び人口性比、総人口、日本人口（2019年10月1日現在）
 ※：確保病床利用率、確保病床使用率、重症患者数、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の重症状況及び入院患者受入病床数等に関する調査」による。
 ※：確保病床利用率、重症患者数は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の重症状況」の「計画」数を用いて計算している。同調査では、記載日の翌日 00:00時点について報告されている。
 ※：重症患者数（ICU）等の管理、人工呼吸器管理又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者数。
 ※：重症患者、重症、ICU等、同病室、ICU等の管理、人工呼吸器管理又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者も含まれている。
 ※：8/21分科分からは、別の基準に則って、集中治療室（ICU）等の管理が必要な患者も含まれている。
 ※：確保病床数が確保病床数を超える場合は、確保病床数を確保病床数と同数として計算している。
 ※：入院者数（分子）は国基準（集中治療室（ICU）/ハイケアユニット（HCU））等の管理、人工呼吸器又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者の病床による報告であったが、分子と同意率での報告による。
 ※：分母（分母）は人工呼吸器又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者の病床による報告であったが、分子と同意率での報告による。
 ※：東京都基準は、人工呼吸器又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者の病床による報告による。
 ※：陽性者数は、感染症法に基づき陽性者の数（各都道府県の発表日ベース）を記載。自治体に確認を得ていない値を記載している。
 ※：P・C及び検査件数は、厚生労働省において把握した、地方衛生研究所・保健所、民間検査会社、大学等及び医療機関における検査件数の合計。
 ※：各数値は、資料掲載時点において把握している最新の値としている。掲載時以降に数値が更新されたことにより、前週差が前週公表の値と一致しない場合がある。
 ※：⑤⑥について、分母が0の場合は「1」と記載している。
 ※：2020年12月18日以降に厚生労働省が公表している岡山県の前週発表の値と一致しない場合がある。木曜日から水曜日までの新規感染者について週ごとに報告されたものであり、他の都道府県と対象の期間が異なる点に留意。

10都府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況） ※3/3国アドバイザーボード資料ベース

【 医療提供体制 】【 監視体制 】【 感染の状況 】

A	B	C 全入院者		D ①病床のつなぎ具合		E 重症患者	F ②療養者数 対人口10万人 (前週差)	G ③陽性者数/ PCR検査件数 (前週1週間) % (前週差)	H ④直近1週間の陽性者 数 対人口10万人 (前週差)	I ⑤直近1週間 とその前1週間の比 (前週差)	J ⑥感染経路 不明な者の 割合
		確保病床 利用率 【重症患者】	確保病床 使用率 【重症患者】	確保病床 利用率 【重症患者】	確保病床 使用率 【重症患者】						
時点	2019.10	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	~3/2(1W)	~3/2(1W)		~2/19(1W)
単位	千人	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	(前週差)	% (前週差)
ステージⅢの指標	25%	20%	25%	20%	20%	20%	15	10%	15	1	50%
ステージⅣの指標		50%		50%	50%	50%	25	10%	25	1	50%
岐阜県	1,987	19.3% (▲3.2)	19.3% (▲3.2)	11.9% (▲3.4)	11.9% (▲3.4)	11.9% (▲3.4)	7.2 (▲1.9)	2.4% (▲1.9)	2.47 (▲1.1)	0.69 (+0.16)	17.3% (+3.1)
埼玉県	7,350	42.9% (▲12.0)	42.0% (▲8.5)	27.4% (+2.2)	20.0% (+2.0)	20.0% (+2.0)	16.6 (▲5.9)	3.4% (▲0.2)	8.83 (▲3.3)	0.73 (▲0.19)	34.2% (▲1.4)
千葉県	6,259	49.7% (▲0.2)	49.7% (▲0.2)	30.4% (+7.6)	15.6% (+3.9)	15.6% (+3.9)	24.3 (▲4.6)	6.4% (+0.8)	13.50 (▲0.9)	0.94 (▲0.09)	52.0% (+4.6)
東京都	13,921	32.3% (▲5.5)	32.3% (▲5.5)	32.7% (+0.0)	32.7% (+0.0)	32.7% (+0.0)	22.1 (▲5.0)	3.4% (▲0.5)	13.23 (▲2.8)	0.83 (▲0.03)	51.3% (+3.0)
神奈川県	9,198	28.9% (▲2.8)	28.9% (▲2.8)	14.7% (▲2.1)	14.7% (▲2.1)	14.7% (▲2.1)	10.9 (▲1.4)	3.8% (▲0.5)	8.24 (▲0.6)	0.94 (+0.06)	47.7% (+6.4)
愛知県	7,552	26.6% (▲3.4)	26.6% (▲3.4)	26.2% (+1.6)	26.2% (+1.6)	26.2% (+1.6)	8.2 (▲2.7)	3.6% (▲1.5)	3.67 (▲0.9)	0.81 (+0.10)	38.2% (+2.6)
京都府	2,583	16.8% (▲13.0)	16.8% (▲13.0)	11.6% (▲5.8)	11.6% (▲5.8)	11.6% (▲5.8)	10.8 (▲6.1)	1.9% (▲0.8)	1.47 (▲2.1)	0.41 (▲0.23)	43.7% (+13.7)
大阪府	8,809	27.3% (▲7.4)	27.3% (▲7.4)	34.1% (▲4.2)	34.1% (▲4.2)	34.1% (▲4.2)	11.6 (▲2.2)	2.6% (▲0.8)	5.46 (▲1.7)	0.76 (▲0.06)	51.4% (+3.2)
兵庫県	5,466	28.6% (▲9.7)	28.6% (▲9.7)	37.9% (▲5.2)	36.7% (▲5.0)	36.7% (▲5.0)	6.8 (▲3.4)	3.4% (▲0.2)	3.48 (▲1.2)	0.74 (+0.01)	37.8% (+4.1)
福岡県	5,104	33.6% (▲13.4)	33.6% (▲13.4)	18.0% (▲4.5)	18.0% (▲4.5)	18.0% (▲4.5)	10.7 (▲7.2)	3.2% (+0.3)	4.06 (▲3.8)	0.52 (▲0.24)	33.8% (+1.4)

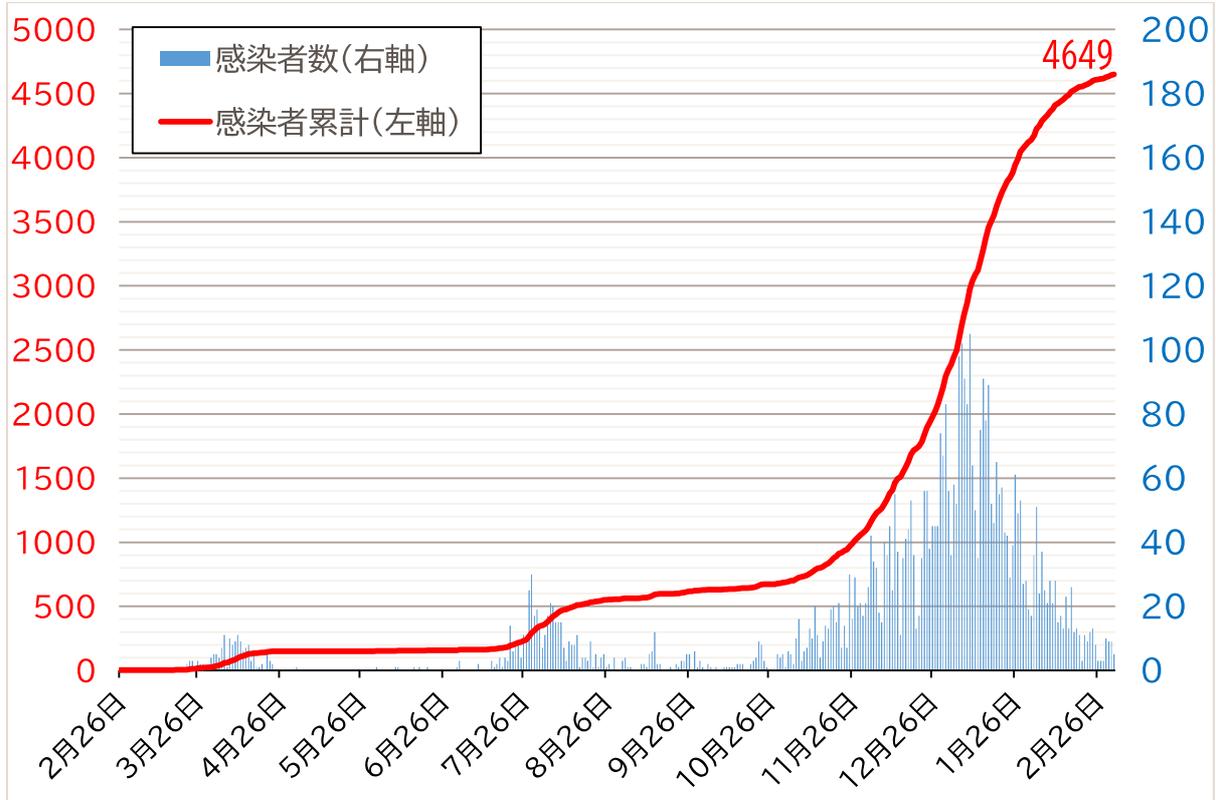
※岐阜県試算 3月5日

A	B	C 3/3		D 3/3		E 3/3	F 3/3	G ~3/3(1W)	H ~3/4(1W)	I ~3/3(1W)	
		%	%	%	%						
時点	2019.10	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	~3/3(1W)	~3/4(1W)	~3/3(1W)	
単位	千人	%	%	%	%	%	対人口10万人	%	対人口10万人	%	
ステージⅢの指標	25%	20%	25%	20%	20%	20%	15	10%	15	50%	
ステージⅣの指標		50%		50%	50%	50%	25	10%	25	50%	
岐阜県	1,987	19.2%	19.2%	11.9%	11.9%	11.9%	6.9	0.9%	2.11	0.63	23.3%

※厚生労働省から各指標の計算方法は示されていないため、厚生労働省公表数値と異なる場合がある。

県内の感染状況

3月4日時点



	令和2年											3年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
感染者数	2	24	123	1	6	175	224	71	60	386	1220	1828
累計	2	26	149	150	156	331	555	626	686	1072	2292	4120

2月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
感染者数	17	36	51	24	37	25	21	28	21	28	15
累計	4137	4173	4224	4248	4285	4310	4331	4359	4380	4408	4423

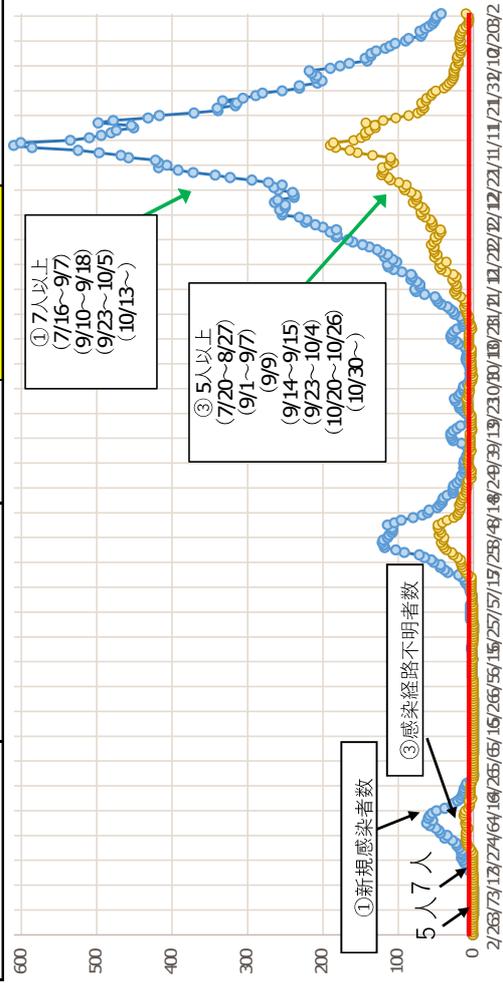
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
17	13	23	13	26	12	13	11	3	11	9
4440	4453	4476	4489	4515	4527	4540	4551	4554	4565	4574

23日	24日	25日	26日	27日	28日
12	13	8	3	3	3
4586	4599	4607	4610	4613	4616

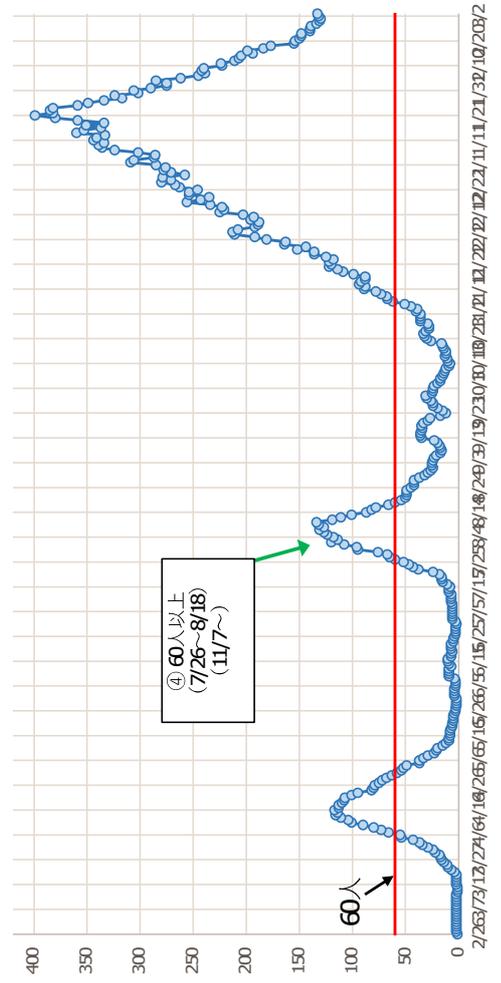
3月	1日	2日	3日	4日
感染者数	10	9	9	5
累計	4626	4635	4644	4649

基準指標の状況（3月4日0時現在）

①新規感染者数	7人以上 (7日間移動合計)	43人	基準を上回る	10月13日から (142日間)
③感染経路不明者数	5人以上 (7日間移動合計)	10人	基準を上回る	10月30日から (125日間)

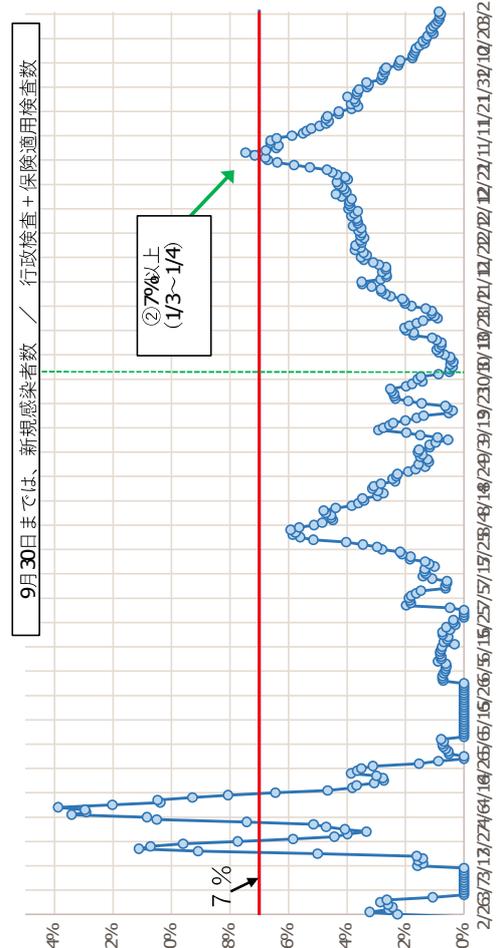


④入院患者数	60人以上	133人	基準を上回る	11月7日から (117日間)
--------	-------	------	--------	--------------------

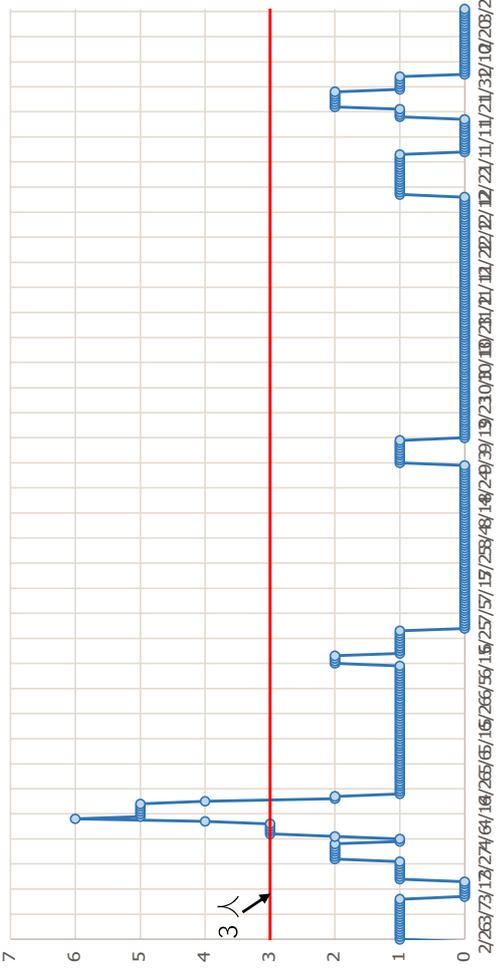


②検査陽性率 (速報値)	7%以上 (7日間移動平均)	0.9%	基準を下回る	1月5日から (58日間)
-----------------	-------------------	------	--------	------------------

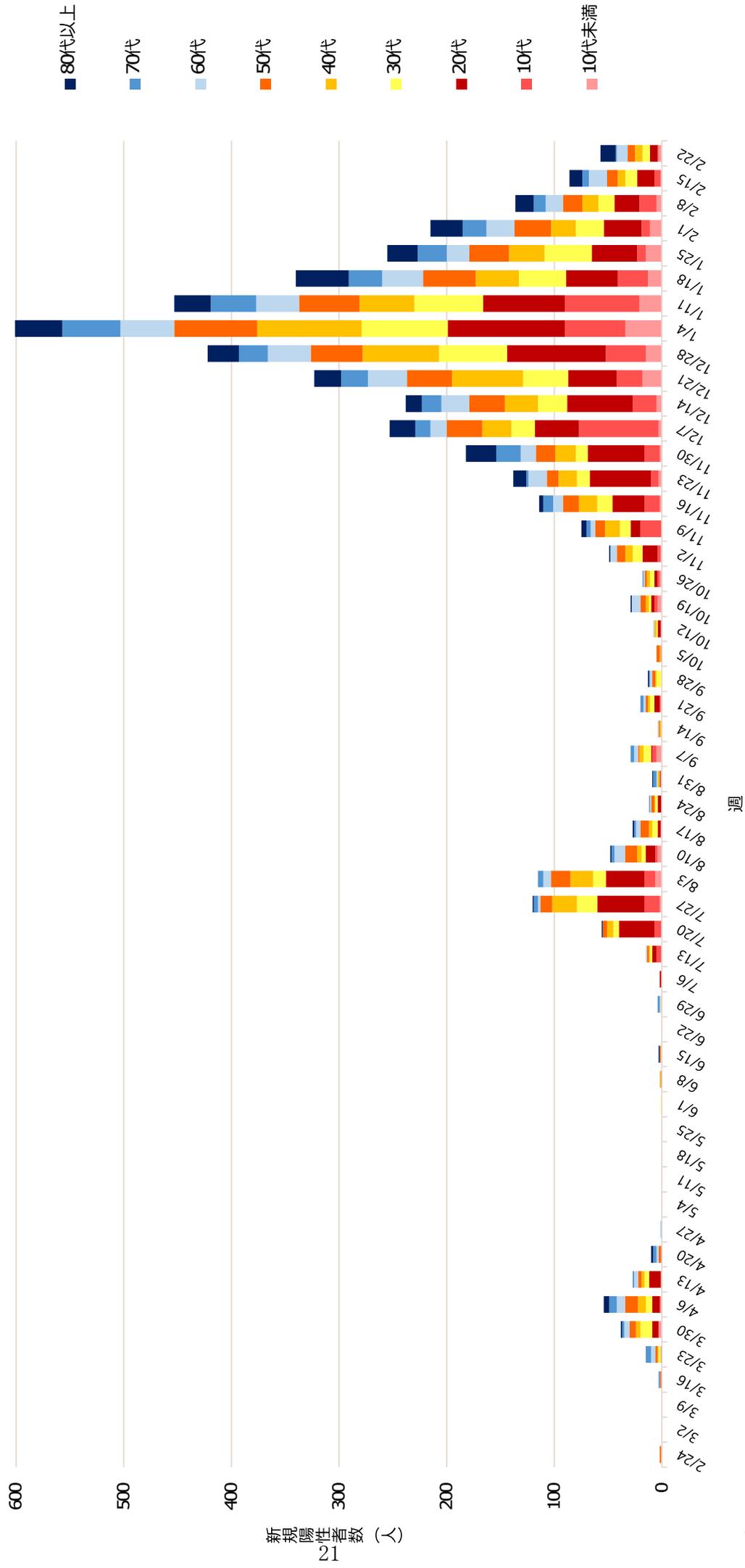
※ 新規感染者数 / 行政検査+病院・診療所等の検査件数の全件数 (3月3日までに報告のあった件数)



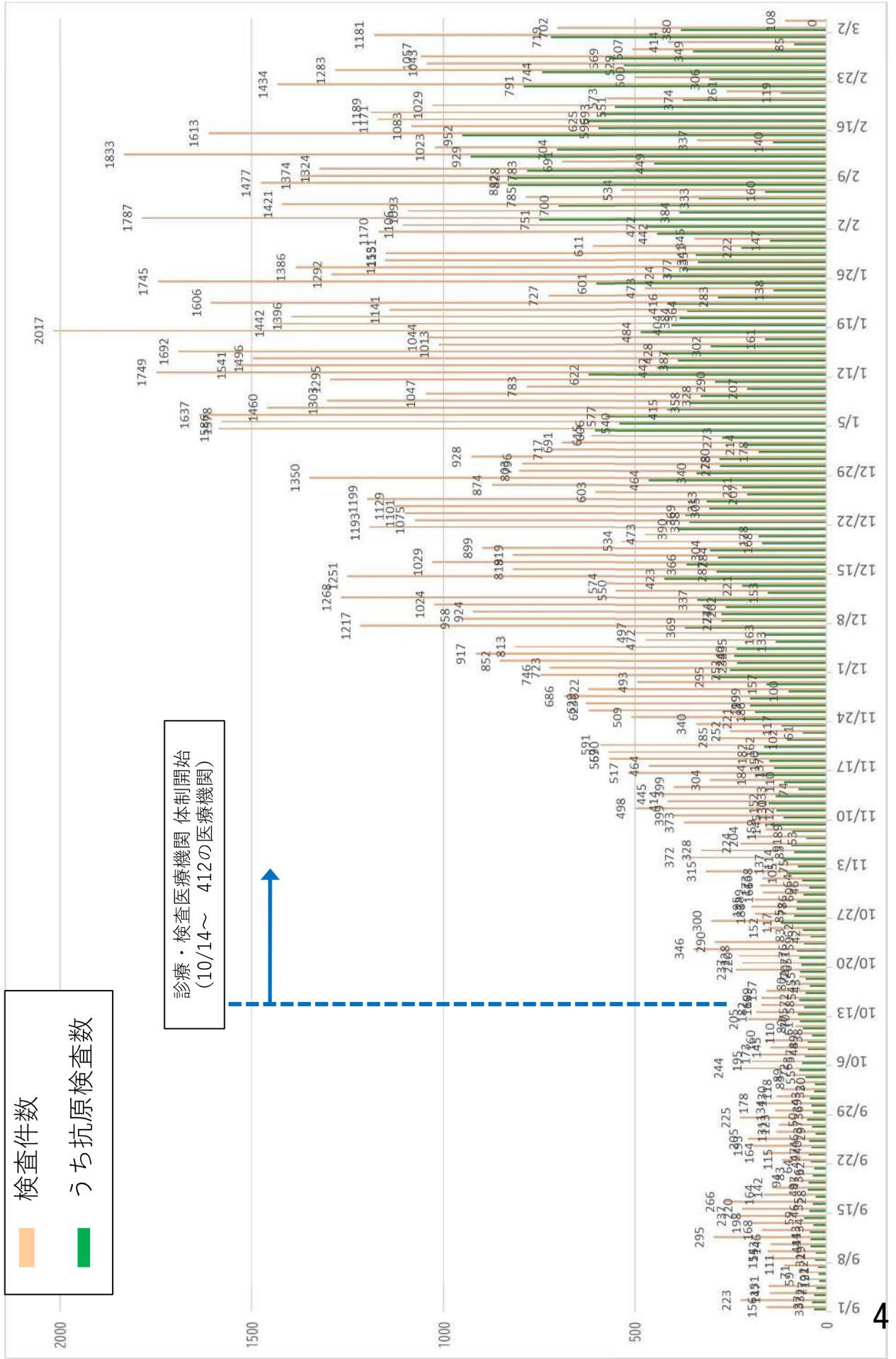
⑤重篤者数	3人以上	0人	基準を下回る	4月22日から (316日間)
-------	------	----	--------	--------------------



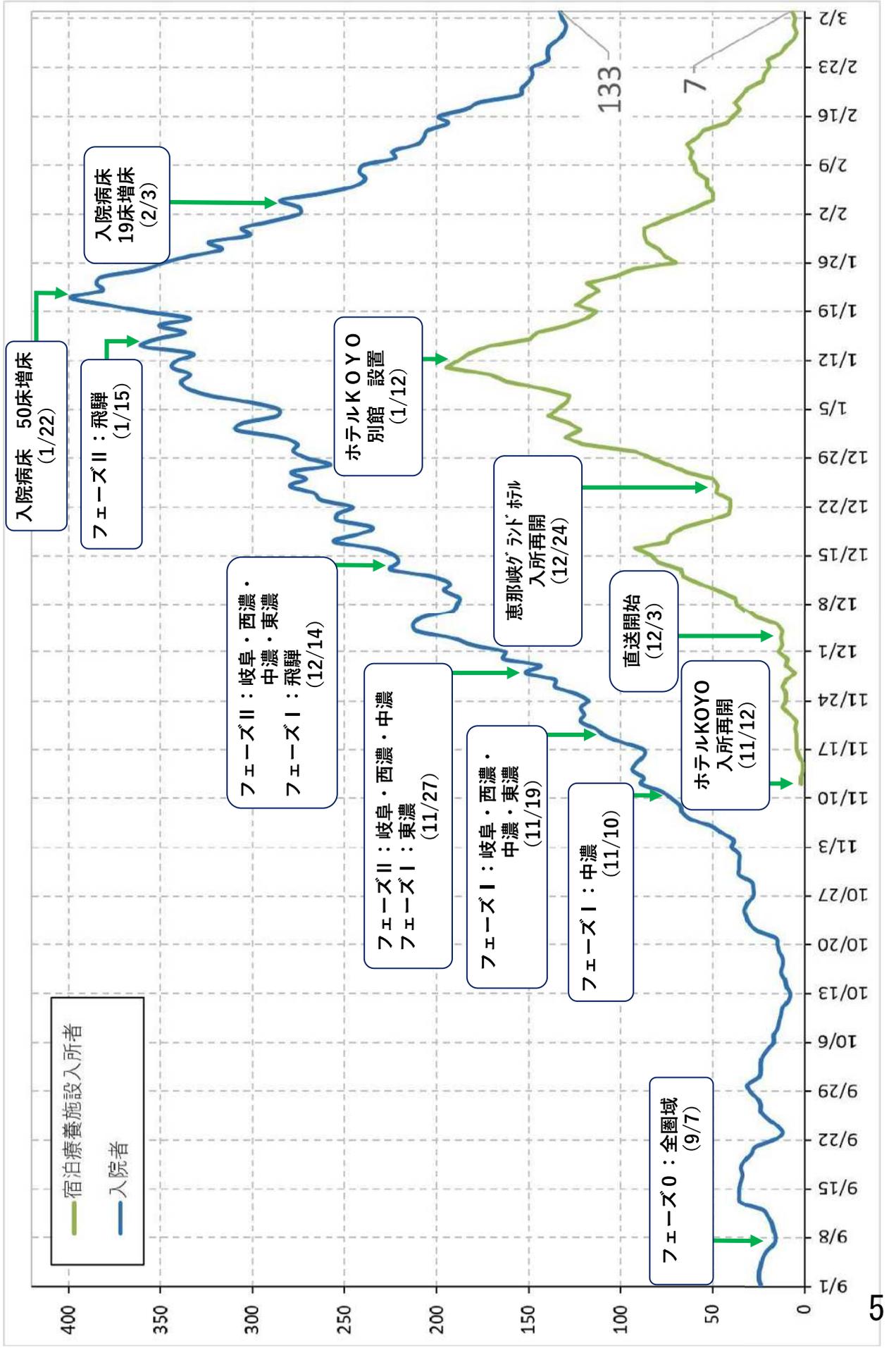
週別・年代別・新規患者数推移



岐阜県の検査状況について



岐阜県の入院病床・宿泊療養施設について





令和3年3月3日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策推進課	感染症対策 第一係	居波 由紀子	内線 2543 直通 058-272-8270 FAX 058-278-2624

新型コロナウイルス（変異株）感染者について

新型コロナウイルス感染症の患者等について、国立感染症研究所で検査したところ、南アフリカにおいて報告された変異した新型コロナウイルス感染症（変異株）が県内において1例確認された、との報告がありましたので、公表します。

○新型コロナウイルス（変異株）の感染者の状況

No.	年代	性別	居住地	症状・経過	備考
1	50代	女性	岐阜県	2月下旬発症	海外渡航歴なし 不特定多数との接触なし

報道関係者 各位

令和3年3月3日

健康局結核感染症課
感染症情報管理室長 梅田 浩史
課長補佐 加藤 拓馬
係長 山田 大悟
(代表番号) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について

海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス感染症の患者等について、国立感染症研究所で検査したところ、英国において報告された変異した新型コロナウイルス感染症（変異株）が8例確認されましたので、公表いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者等について、国立感染症研究所で検査したところ、英国において報告された変異した新型コロナウイルス感染症（変異株）が8例、南アフリカ共和国において報告された変異した新型コロナウイルス感染症（変異株）が1例確認されましたので、公表いたします。

厚生労働省としては、引き続き、各国政府やWHO、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、機動的な感染拡大防止対策に努めてまいります。

また、報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

参考 感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の新規変異株について（第6報）（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/10169-covid19-35.html>

【新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生状況】（空港検疫）

No	到着地	到着日	年代	性別	滞在国	症状
1	関空	2月16日	50代	男性	パキスタン	無症状
2	成田	2月16日	50代	男性	パキスタン	咳嗽
3	成田	2月16日	30代	男性	アラブ首長国連邦	発熱、嘔吐、下痢
4	羽田	2月17日	20代	男性	アイルランド、スイス、フランス	無症状
5	成田	2月18日	40代	男性	パキスタン	無症状
6	成田	2月19日	20代	男性	アメリカ合衆国	無症状
7	成田	2月20日	30代	男性	パキスタン	無症状
8	羽田	2月23日	40代	女性	ルーマニア	無症状

※ No. 1～8 は英国において報告された変異株

【新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生状況】（国内）

No	年代	性別	居住地	症状・経過	備考
1	10代	男性	群馬県	2月中旬 発症	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし ・2/9公表 No. 11の濃厚接触者
2	非公表	女性	京都府	2月中旬 発症	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし
3	50代	男性	千葉県	2月中旬 発症	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし
4	50代	女性	岐阜県	2月下旬 発症	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし
5	30代	男性	神奈川県	2月中旬 発症 2月中旬 入院	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし
6	20代	女性	神奈川県	2月中旬 発症 2月中旬 入院	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし ・公表 No. 5の濃厚接触者
7	10歳未満	男性	神奈川県	2月中旬 発症 2月中旬 入院	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし ・公表 No. 5の濃厚接触者
8	10歳未満	男性	神奈川県	2月中旬 発症 2月中旬 入院	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴なし ・不特定多数との接触なし ・公表 No. 5の濃厚接触者
9	非公表	男性	鹿児島県	2月中旬 発症	<ul style="list-style-type: none"> ・海外滞在歴あり ・不特定多数との接触なし

※ No. 4は南アフリカ共和国において報告された変異株

【参考】新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（2月9日公表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16649.html

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. N501Yの変異のある変異株

- 「N501Yの変異がある変異株」は、従来株よりも感染性が増していることが懸念されている。
- 英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)がこの変異を有している。
- 我が国では、214例（国内165例、空港検疫49例）を確認している。

2. E484Kの変異がある変異株

- 「E484Kの変異がある変異株」は、従来株よりも免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。
- 南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)がこの変異を有している。

※ 上記のほかに「N501Yの変異はないがE484Kの変異がある変異株」を、現在、我が国では、93例（国内91件、空港検疫2件）確認している。

我が国の新型コロナウイルス感染症（変異株）の確認状況

2021/03/02時点

計	214
----------	------------

国内事例	英国で報告された変異株	159	南アフリカで報告された変異株	4	ブラジルで報告された変異株	2
	165	159	4	2		

空港検疫	英国で報告された変異株	36	南アフリカで報告された変異株	8	ブラジルで報告された変異株	5
	49	36	8	5		

	都道府県別	患者数
1	北海道	0
2	青森県	0
3	岩手県	0
4	宮城県	0
5	秋田県	0
6	山形県	0
7	福島県	5
8	茨城県	1
9	栃木県	1
10	群馬県	2
11	埼玉県	38
12	千葉県	0
13	東京都	14
14	神奈川県	9
15	新潟県	29
16	富山県	0
17	石川県	0
18	福井県	0
19	山梨県	2
20	長野県	1
21	岐阜県	0
22	静岡県	7

	都道府県別	患者数
23	愛知県	0
24	三重県	0
25	滋賀県	2
26	京都府	3
27	大阪府	9
28	兵庫県	36
29	奈良県	0
30	和歌山県	0
31	鳥取県	0
32	島根県	0
33	岡山県	2
34	広島県	0
35	山口県	0
36	徳島県	0
37	香川県	0
38	愛媛県	0
39	高知県	0
40	福岡県	0
41	佐賀県	0
42	長崎県	0
43	熊本県	0
44	大分県	0
45	宮崎県	0
46	鹿児島県	4
47	沖縄県	0

新型コロナウイルス感染症（変異株）の監視体制（全体像）

- 新型コロナウイルスのゲノム変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において、国内の陽性検体についてゲノム解析を実施（※1）するとともに、変異株のリスク評価・分析を実施している。

※1）新型コロナウイルス約3万塩基の全てを決定する必要があるため解析に数日以上要する。

- 変異株のリスク評価・分析結果に応じた、以下の取組を実施。

(1) 感染性が増していることが懸念される変異株については、迅速に対応につなげるために、

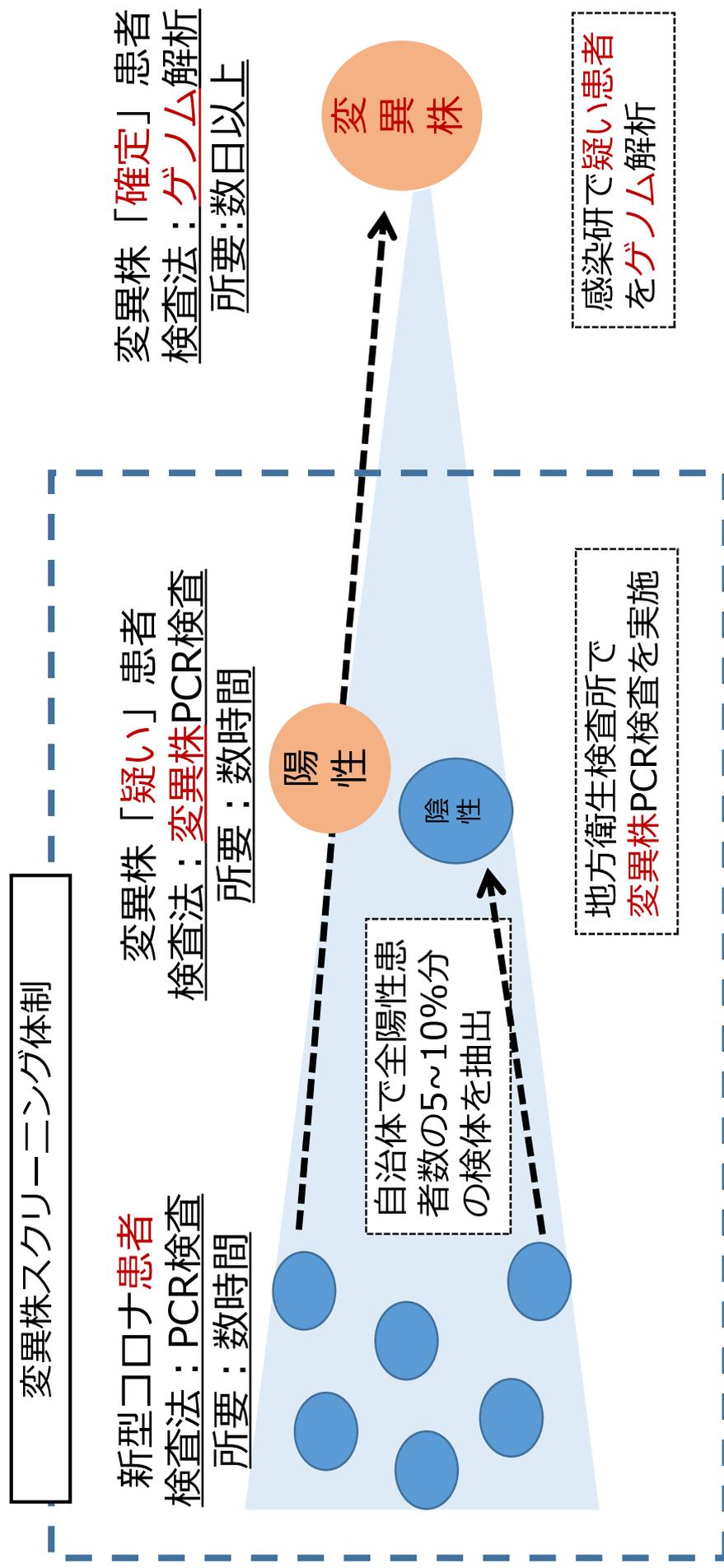
- 変異株スクリーニングを実施（自治体で全陽性患者数の5～10%分の検体を対象に変異株PCR検査（※2）を実施）
- 変異株が確認された自治体については、抽出割合を上げて変異株スクリーニングを実施
- 国立感染症研究所においてゲノム解析を実施

※2）変異株疑い患者を数時間で判別

- (2) 免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている変異株やその他の株についても、迅速に発生状況を把握する必要性が生じた場合に備え、
- 国立感染症研究所において、複数の変異を迅速に検出する検査方法の開発
 - 国立感染症研究所においてゲノム解析を実施
などに取組む

新型コロナウイルス感染症（変異株）のスクリーニング体制

- 1/22、全国の地方衛生検査所に、変異株PCR検査手法を提供。順次、地方衛生検査所で変異株PCR検査を用いた変異株スクリーニングを開始。
- 現在、スクリーニング体制の検討中の自治体には、国立感染症研究所が変異株スクリーニングを代行して実施。



※変異株が確認された自治体においては割合をあげてスクリーニングを強化

変異株スクリーニング検査の実施状況【速報値】

2021/02/25時点

- 都道府県等から報告のあった検査数を計上したものの、速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
- 都道府県別の患者数（変異株）は、自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が含まれており、変異株スクリーニング検査の検査数は対象期間が限定されており、これらの数字を用いて地域の変異株割合を評価することとは過大評価となるおそれがあり適切ではない。

都道府県別	検査数	期間
1 北海道	65	~2/19
2 青森県	45	~2/17
3 岩手県	0	~2/19
4 宮城県	217	2/7-2/19
5 秋田県	0	~2/19
6 山形県	39	2/12
7 福島県	158	~2/19
8 茨城県	229	2/1-2/19
9 栃木県	36	2/12
10 群馬県	22	2/12-2/19
11 埼玉県	276	1/29-2/19
12 千葉県	88	~2/19
13 東京都	1742	1/1-2/19
14 神奈川県	42	2/17-2/19
15 新潟県	90	2/9-2/19
16 富山県	32	2/2,2/16
17 石川県	157	2/10-2/19
18 福井県	54	2/17-2/19
19 山梨県	54	2/9-2/19
20 長野県	56	2/18

都道府県別	検査数	期間
21 岐阜県	39	2/10-2/18
22 静岡県	387	1/22-2/19
23 愛知県	224	~2/15
24 三重県	186	~2/15
25 滋賀県	374	~2/14
26 京都府	62	2/5-2/19
27 大阪府	131	1/22~2/19
28 兵庫県	121	2/1-2/19
29 奈良県	0	~2/19
30 和歌山県	57	2/8-2/10
31 鳥取県	0	~2/19
32 島根県	58	1/27-2/18
33 岡山県	38	2/3-2/19
34 広島県	67	2/3-2/19
35 山口県	23	2/18
36 徳島県	24	2/19
37 香川県	181	2/4-2/15
38 愛媛県	99	2/8-2/10
39 高知県	29	2/10-2/19
40 福岡県	301	2/17-2/19

都道府県別	検査数	期間
41 佐賀県	0	~2/19
42 長崎県	0	~2/19
43 熊本県	82	1/19-2/19
44 大分県	5	~2/19
45 宮崎県	1	2/24
46 鹿児島県	27	~2/19
47 沖縄県	43	~2/19

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応

1. 水際措置

<現行の取組>

- 全ての入国者に対して、①出国前72時間以内の検査証明の提出、②入国後14日間の自宅等待機等についての誓約書の提出を求め、違反した場合氏名等の公表等の対象
- 変異株流行国からの入国者に対して、①入国後3日間の待機、②入国後3日目に追加の検査を実施等を求める、③入国後14日間の健康状態の確認等について国が設置するフォローアップセンサーが実施等

2. サーベイランス体制

<現行の取組>

- 感染研のゲノム解析による監視体制の強化を実施。**変異株PCR検査を開発**。全国の地方衛生研究所に検査手法を提供(1/22) PCR検査で変異株への感染が疑われた場合は、迅速に地域の感染対策を実施。
- 全陽性者数の5~10%分の検体を目安に、**変異株スクリーニング^(※)のサーベイランスを強化**するよう自治体に要請(2/5) 自治体に**変異株スクリーニングの検査数の報告を要請** (2/16)
- **民間検査機関・大学等と連携**した変異株のスクリーニング検査・ゲノム解析の体制強化 (2/19)
- **変異株事例は全て厚労省に集約して一元的に事例を発表**。

<今後の取組>

- 変異株流行国・地域に該当する国・地域を、確認の都度指定し公表する。
- **国内外の感染状況を見極めつつ、必要な水際対策のあり方について、引き続き、検討**を続ける。

<今後の取組>

- 自治体の**変異株スクリーニングの検査数等を定期的に把握**。
- 自治体による**変異株スクリーニング体制構築を支援**。併せて、**感染研による変異株スクリーニング検査の代行も実施**。(2月中をメド)
- 変異株事例の「確定」を変異株PCR検査で行うこととし、**自治体で事例を発表**。厚労省は**変異株の発生状況を週報で公表**。(3月上旬以降は、ハースミスによる**自動集計を実施**)

(※) 変異株の疑いを確認するPCR検査 (変異株PCR検査)

3. 感染拡大防止策

<現行の取組>

- ・ 変異株が疑われる事例への積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査の徹底を自治体に要請（2/4）
- ・ 自治体の要望に基づき、クラスター対策班の専門家を派遣し、広域事例など自治体を支援（埼玉県、新潟県等に派遣）
- ・ 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施（2/17）

4. 普及啓発

<現行の取組>

- ・ 感染研による変異株の評価・分析を定期的に公表
- ・ 厚労省HPに一般向けQ&Aを掲載し、一般向けに普及啓発を実施

5. 研究開発

<現行の取組>

- ・ NCGMのレジストリを活用して変異株事例の症例を蓄積し、変異株の臨床情報の分析や研究を実施。
- ・ 感染研による変異株のゲノムを解析し、リスク分析を実施
- ・ 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施（2/17）。

<今後の取組>

- ・ 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施し、今後の対策に活用。
- ・ 自治体の要望に基づき、クラスター対策班の専門家派遣など自治体を支援

<今後の取組>

- ・ 新型コロナウイルスの“いま”についての10の知識に変異株に関する説明を追加（別紙）
- ・ 厚生労働省HPに、変異株に関する一般向けQ&Aを新設。

<今後の取組>

- ・ 大学、感染研、NCGMが連携して、患者検体や臨床情報等を一体的に収集・解析に着手。
- ・ 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施し、今後の対策に活用（再掲）。

Q 新型コロナウイルスの変異について教えてください。

A 感染力が従来よりも強い可能性がある、変異したウイルスが報告されています。これらの変異が、より重症化しやすい、ワクチンが効きにくい、とする証拠は、今のところ、確認されておらず、世界中で調査が進められています。また、子どもへの感染性に影響を与えることを示唆する証拠は確認されておらず、調査が進められています。

日本では、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりがない事例（弧発例）が継続して確認されているものの、地域で広く流行している状況ではありません。

厚生労働省では、国内で確認された新型コロナウイルスのゲノムを解析し、国内の新型コロナウイルスの変異状況を確認しています。世界保健機関（WHO）や専門家とも情報交換を行い、リスク分析を行うとともに、国内の監視体制の強化するなど、機動的な感染防止対策に努めています。

この変異株であっても、**3密（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまでと同様に有効**ですので、国民の皆様の感染予防策へのご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルスは、約3万塩基により構成されたRNAウイルスです。これまでの研究により、この塩基は通常約2週間で1カ所程度の速度で変異していると考えられています。塩基が変異することで、感染力の強さや、症状に変化が生じることは少ないですが、まれに、大きな変化が生じる場合もあります。ウイルスの変異の状況と臨床情報を把握することが必要です。

市町村別の感染状況(累計)

資料1-3

(3月4日公表 4,649名 (人口10万対 233.97))

市町村	感染者	順位	人口	人口 10万対 感染者数	順位	クラスター ※ 総数と、高齢者施設など5分類の合計は一致しない。(複数分類計上)											
						総数		高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校	
						感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数				
岐阜	2,056人	—	792,965	259.28	—	58	908	10	203	7	160	20	213	7	197	6	93
岐阜市	1,133人	1	401,342	282.30	7	35	572	7	138	3	77	14	137	4	136	3	28
羽島市	128人	10	66,527	192.40	23	5	57	1	17	0	0	1	16	0	0	0	0
各務原市	331人	3	144,193	229.55	16	7	99	1	36	2	29	2	26	0	0	1	6
山形市	42人	21	25,780	162.92	29	3	35	1	12	0	0	1	18	0	0	1	18
瑞穂市	179人	7	55,827	320.63	3	2	53	0	0	0	0	0	0	0	0	1	41
本巣市	72人	12	33,006	218.14	17	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐南町	55人	18	25,568	215.11	18	2	35	0	0	1	25	0	0	1	25	0	0
笠松町	69人	15	22,462	307.19	5	1	9	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0
北方町	47人	19	18,260	257.39	10	2	36	0	0	1	29	1	7	2	36	0	0
西濃	682人	—	361,649	188.58	—	27	330	2	23	2	21	11	127	2	29	5	97
大垣市	331人	3	158,918	208.28	19	14	190	2	23	1	5	6	73	2	29	3	83
海津市	62人	16	33,068	187.49	26	4	37	0	0	0	0	1	10	0	0	1	5
養老町	46人	20	27,069	169.94	28	2	21	0	0	1	16	1	16	0	0	0	0
垂井町	38人	24	26,792	141.83	31	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
関ヶ原町	10人	35	6,831	146.39	30	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	56人	17	18,765	298.43	6	1	11	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0
輪之内町	8人	37	9,722	82.29	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安八町	35人	26	14,505	241.30	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐川町	39人	23	19,875	196.23	21	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野町	26人	30	22,601	115.04	34	2	17	0	0	0	0	2	17	0	0	0	0
池田町	31人	28	23,503	131.90	32	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中濃	1,150人	—	367,258	313.13	—	43	916	8	119	16	333	9	131	4	105	3	38
関市	165人	8	86,553	190.63	25	12	131	1	8	4	50	3	41	1	10	1	10
美濃市	40人	22	19,519	204.93	20	3	43	2	20	1	23	0	0	0	0	0	0
美濃加茂市	304人	5	56,876	534.50	1	8	369	2	32	4	103	0	0	0	0	2	28
可児市	475人	2	100,130	474.38	2	15	339	2	51	7	157	4	75	3	95	0	0
郡上市	20人	33	39,451	50.70	39	2	11	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0
坂祝町	22人	32	8,329	264.14	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富加町	6人	39	5,613	106.89	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川辺町	31人	28	9,906	312.94	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七宗町	8人	37	3,448	232.02	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	26人	30	10,286	252.77	11	1	8	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0
白川町	14人	34	7,499	186.69	27	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東白川村	5人	40	2,032	246.06	12	1	9	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0
御嵩町	34人	27	17,616	193.01	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東濃	613人	—	325,359	188.41	—	24	351	3	62	7	120	8	112	4	70	2	27
多治見市	278人	6	107,354	258.96	9	8	117	1	30	3	53	3	19	3	51	0	0
中津川市	96人	11	76,284	125.85	33	4	63	1	25	0	0	1	18	0	0	2	27
瑞浪市	71人	13	37,137	191.18	24	4	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恵那市	36人	25	48,642	74.01	38	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土岐市	132人	9	55,942	235.96	14	7	108	1	7	4	67	4	75	1	19	0	0
飛騨	86人	—	141,700	60.69	—	3	65	0	0	0	0	1	7	0	0	1	48
高山市	71人	13	86,039	82.52	36	3	65	0	0	0	0	1	7	0	0	1	48
飛騨市	5人	40	22,936	21.80	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下呂市	10人	35	31,205	32.05	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白川村	0人	42	1,520	0.00	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

県外その他 62人

※ 順位は、感染者数の多い順
 ※ 人口10万対の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県: 「総務省人口推計 第4表」、市町村: 「令和元年県人口動態統計調査結果」

～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～ 3月8日～4月上旬

令和3年3月5日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県民及び事業者における「行動変容」の徹底継続

『「基本的な感染防止対策」(マスク、手指衛生、三密回避)の徹底継続』を大前提として、特に以下について徹底を。

- (1) 感染リスクの高い春の行事(歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会)などの徹底回避
- (2) 卒業旅行等(大規模会食の回避が徹底されないもの)の自粛、延期
- (3) 「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断
- (4) 飲食店ははじめ、各業界における感染防止対策の徹底
 - ・ 事業者、利用者双方の感染防止対策の徹底継続が不可欠。
 - ・ 本県が国の6基準すべてで「ステージ2」に至っていること、「緊急事態対策」延長以降、飲食店クラスターが発生していないことにかんがみ、飲食店等への時短要請を解除。
- (5) 在宅勤務、時差出勤など、出勤者減少の取組みの継続
- (6) イベントの開催制限の継続(上限について一定緩和)
- (7) 外国人県民への感染防止対策・情報提供
- (8) ストップ「コロナ・ハラスメント」

2 医療・福祉対策

- (1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施
 - ・ 国と連携したモニタリング検査の実施
 - ・ 高齢者施設、外国人パブ等での予防的検査の実施、対象拡大の検討
- (2) 変異株への対応
 - ・ 変異株を確認するため検査の頻度を上げてスクリーニングを実施
- (3) 医療機関クラスターの教訓を踏まえた対応
 - ・ クラスター発生時に専門家による現地指導を実施
 - ・ クラスター発生要因の県内医療機関への共有
- (4) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進
- (5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化
 - ・ 病床・宿泊療養施設の拡充(206床増床で現在1,297床。1,500床を目指す)
 - ・ 後方支援病床の確保、運用(36床増床で現在56床。今後、更なる活用促進)
- (6) 福祉施設における対策

3 学校教育対策

- (1) 年度末・年度始めの学校行事等(感染防止対策を徹底し、実施)
- (2) 部活動対策(感染リスクの高い活動対策、対外試合等は日帰り実施)
- (3) 各学校での感染防止対策の徹底確認(コロナガードによる点検徹底)
- (4) 授業等における対策
- (5) 寮・寄宿舎等における対策

4 経済・雇用対策

- (1) 事業継続・雇用対策(「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」「雇用調整助成金」等の徹底活用)
- (2) アフターコロナを見据えた事業展開等の支援
- (3) 県産品の需要喚起対策
- (4) 観光の段階的再開の検討

新型コロナウイルス緊急対策(案) ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～ 3月8日～4月上旬

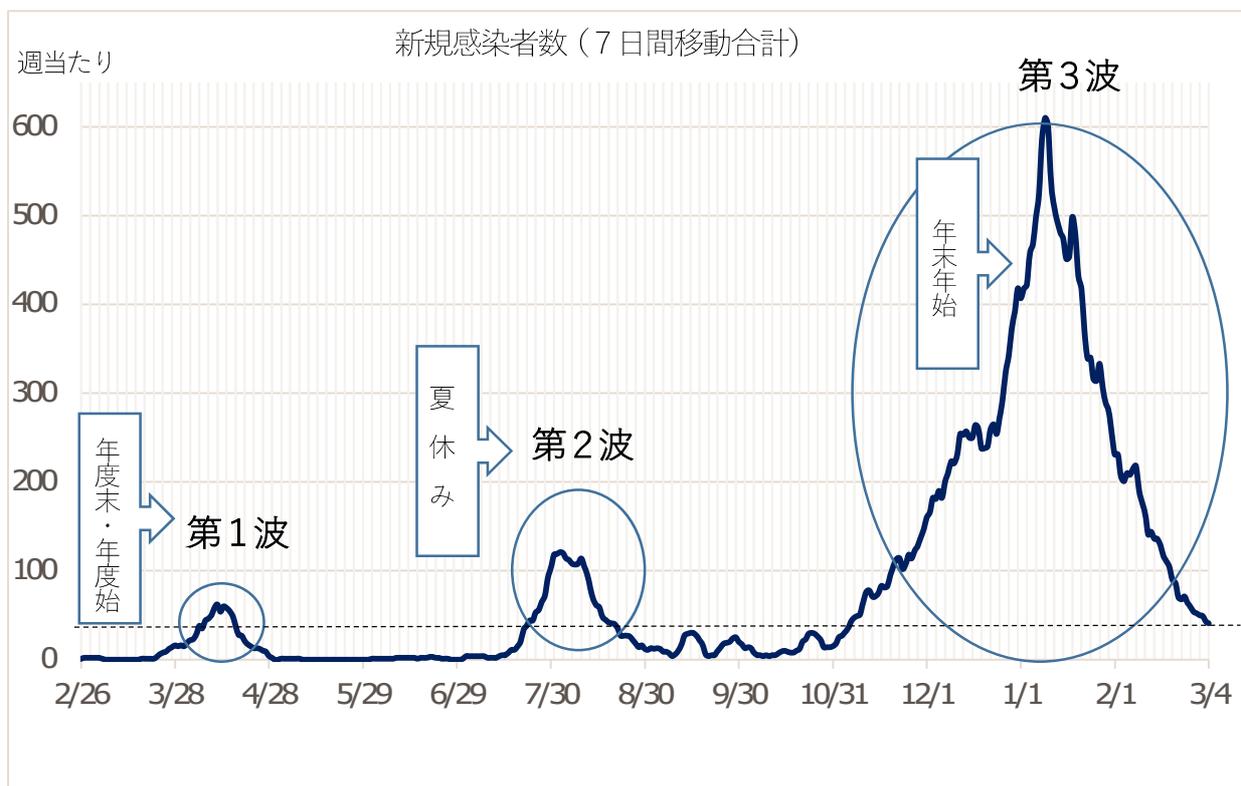
令和3年3月5日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

第3波を受け、約4か月にわたる対策の結果、現在、本県は国の指標全てで「ステージ2」となり、「緊急事態宣言」も解除されました。

しかし、**第3波は決して終わったわけではありません。**感染者も必ずしも下がりきっておらず、昨年の教訓から見ても、感染リスクの高い春の行事、人の流れが増加する今後1か月は嚴重注意の季節です。

振り返れば、第1波は「年度末・年度始め」、第2波は「夏休み」、第3波は「年末年始」と、人の動きが活発となる時期を契機に感染が拡大してきました。また、感染の波の幅は広がり、山は高くなってきました。

したがって、リバウンドのきっかけとなりうる**全国的な人の移動が多く、職場や学校の区切りとなるこれからの時期は特に警戒が必要**です。



加えて、

- ・ 感染抑制の切り札であるワクチン接種はまだ始まったばかり
- ・ 県内死亡率が上昇(全体の死亡率2.4%、うち70歳以上の死亡率13.4%)
- ・ 感染力が高いとされる「変異株」が県内で確認され、今後拡大の懸念
- ・ 無症状・軽症が多い若者にあっても後遺症に苦しむケース有り
- ・ 首都圏1都3県は未だ「緊急事態宣言」の対象地域

など、脅威は存在し、決して警戒を緩めてよい状況ではありません。

こうした状況から、私達はまず収まりきっていない「第3波の終息」を目指し、さらに感染を抑え込み、「再拡大を阻止」する必要があります。

県民の皆さまには、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に着けることを前提に、今後の「感染リスクの高い春の行事（歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会）などの徹底回避」をお願いします。

県においても、本緊急対策で位置付けた「医療・福祉対策」「学校教育対策」などを、着実に実施してまいります。

加えて、長引くコロナ禍の影響を受けた事業者に対し、事業継続や雇用の維持、アフターコロナを見据えた事業展開等につながる支援など、「経済・雇用対策」を進めます。

本対策は、**実施2週間を目途に中間評価**を行います。

さらに、県内の感染状況等が、国の基準「ステージ3」相当となった場合など、状況の変化に応じ**速やかに対策を見直**します。

対策1 県民及び事業者における「行動変容」の徹底継続

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避）の徹底継続』を。

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用（「口が災いの元」。しっかりブロック）
- ・ 接触感染対策：手洗い（頻繁・丁寧に）
- ・ 人との距離確保：〔フィジカル・ディスタンス（物理的距離）〕
- ・ 三密（密閉・密集・密接）の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変（発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど）を感じたら全ての行動（出勤、通学、会合など）をストップ。

(1) 感染リスクの高い春の行事などの徹底回避

- ・ 歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会及びこれに類するものについては徹底回避。

(2) 卒業旅行等（大規模会食の回避が徹底されないもの）の自粛、延期

- ・ 卒業旅行をはじめとする旅行のうち、大人数での会食の回避が徹底されないものについては当面、自粛・延期。
- ・ 緊急事態措置を実施する地域及び感染が拡大している地域への旅行は自粛、延期を。
- ・ 発熱等の症状がある場合は旅行を控えること。
- ・ 時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動を。

(3) 「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断

- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 県をまたぐ移動：緊急事態措置を実施する地域への移動は慎重に。
- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話はマスクを着用。可能な限り家族やパートナーと。大人数は避けて、慎重に。
- ・ 感染防止対策が取られた店を選択。（換気が良く、座席間の距離も十分、適切な大きさの亚克力板の設置、混雑する時間を避ける）
- ・ 「Go To イート」の食事券新規発行は当面見合わせ。既発行分については感染防止対策を徹底の上、利用（使用期限は6月30日まで延長）。

(4) 飲食店はじめ、各業界における感染防止対策の徹底

- ・ 事業者、利用者双方の感染防止対策の徹底継続が不可欠。
- ・ 本県が国の6基準すべてで「ステージ2」に至っていること、「緊急事態対策」延長以降、飲食店クラスターが発生していないことにかんがみ、飲食店等への時短要請を解除。
- ・ 各職場や店舗等において、業種別ガイドラインを遵守徹底。
- ・ 飲食店等は、感染防止対策を実施し「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示。県、市町村は取組みの啓発、普及を促進。
⇒「飲食店」におけるステッカー普及率75.6%（3月4日時点）
- ・ 特に「接待を伴う飲食店」は、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、感染防止マニュアルを作成、提出。県、市町村は取組みの啓発を促進。
⇒「接待を伴う飲食店」のマニュアル提出率93.5%（3月4日時点）
- ・ 県・市町村はクラスター発生店舗に対して、ガイドライン遵守を働きかけ、現地調査を実施。対策を指導の上、マニュアルを点検。
⇒2月末までに24店舗に対し調査指導を実施
- ・ 特に、次の点に留意。

- ・ 店内換気：二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整。
- ・ 人数：大人数は避けて、慎重に。
- ・ 間隔確保：同一グループ内の人と人との間隔、及び他のグループとのテーブル間の距離を一定以上（目安1～2m）に確保。距離の確保が困難な場合には飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなど工夫。
- ・ 大声：店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫。
- ・ その他：席の近くに消毒液を設置。店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体に検討。

(5) 在宅勤務、時差出勤など、出勤者減少の取組みの継続

- ・ 出勤者減少の取組み（テレワーク、ローテーション勤務の推進等）。
- ・ 職場における、「ぎふコロナガード」（ひとりひとりが感染対策を実施できているかを見守る係）を活用した感染防止対策の徹底。特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分に注意。

(6) イベントの開催制限の継続（上限について一定緩和）

- ・ 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方。
 - ・ 大声での歓声、声援等が想定される場合は、収容率は50%以内。
※異なるグループ又は個人間では座席を一席空ける。同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要なし（この場合、収容定員の50%を超えることもある）。
- ⇒以上、いずれも10,000人を上限とする（4月11日まで）。
- ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は引き続き、徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。
 - ・ 収容人数が5,000人を超えるような大規模施設においても上記の趣旨を徹底。

(7) 外国人県民への感染防止対策・情報提供

(7)-1 外国人も利用しやすい検査・入院体制

- ・ プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）の設置。
- ・ 外国語での検査に関する相談窓口の設置。
- ・ 宿泊療養施設に外国語通訳を配置。

(7)-2 外国人県民への国籍や生活習慣等に応じた情報提供

- ・ 外国人県民、派遣事業者、技能実習生受入企業への情報提供。
- ・ SNS等を活用した具体的な感染拡大事例の情報提供。
- ・ イースター（4月4日）など、外国人特有の伝統や風習に根差したお祭り等における感染防止対策の呼びかけを徹底。

（外国人県民の多い市における主な対応：3月4日現在）

対策	実施済	実施中・準備中
外国人全世帯への啓発チラシの郵送配布	岐阜市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市	多治見市
派遣事業者を直接訪問し注意喚起	関市、美濃加茂市、各務原市、可児市	岐阜市、多治見市、瑞穂市
保育所への直接訪問による啓発	岐阜市、多治見市、関市、美濃加茂市、可児市	瑞穂市
外国人利用施設への直接訪問による啓発	岐阜市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市	多治見市、瑞穂市

(7)-3 外国人関連事業者への予防的検査

- ・ 外国人パブ等のクラスターが発生した可児市において、従業員へのウイルス検査を実施。

⇒3月2日から外国人派遣事業所、外国人パブ等に対する検査を開始。

（234人：3月4日時点）

(8) ストップ「コロナ・ハラスメント」

- ・ 「新型コロナはだれでも感染する可能性があり、私達が闘っている相手は人ではなくウイルス」「感染した方を『思いやり』、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者等の方々に『感謝』」という意識啓発、人権侵害に関する相談体制の強化、ネットパトロールを継続。

対策2 医療・福祉対策

(1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施

(1)-1 国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

【事業概要】

- ・ 地域：緊急事態措置実施中・解除済計11都府県+北海道・沖縄(予定)
- ・ 場所：「繁華街・歓楽街」「駅」「学校」「事業所」など
- ・ 件数：全国で1日1万件を想定(本県は1日300～500程度予定)
- ・ 方法：検査キットを配布する「スポット配布型」、事業所単位の「団体検査型」など

【本県における事業】

- ・ 事業開始：3月4日(木)
- ・ 検査場所：当面、スポット配布型として県内各地で施設等の利用者に対し実施。

(1)-2 高齢者施設、外国人パブ等での予防的検査の実施、対象拡大の検討

- ・ 「高齢者入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を実施。感染者数の多い岐阜市と連携して、予防的なPCR検査を実施し、その成果や課題を踏まえ、対象施設・対象地域を拡大。

⇒3月4日時点で103施設3,027人から申込あり。

引き続き、全対象施設(229)に対して事業参加を呼びかけ。

- ・ 外国人パブ等のクラスターが発生した可児市において、従業員へのウイルス検査を実施。

⇒3月2日から外国人派遣事業所、外国人パブ等に対する検査を開始。

(234人：3月4日時点)

- ・ 抗原検査を活用した定期的な検査についてモデル的に実施することを検討。

(2) 変異株への対応

- ・ 変異株を確認するための検査の頻度を上げてスクリーニングを実施。

(3) 医療機関クラスターの教訓を踏まえた対応

- ・ クラスター発生時に県の院内感染対策協議会から派遣された感染症専門家による現地指導の実施。
- ・ クラスター発生事例について、専門家による分析を踏まえた県内医療機関への要因の共有。

(4) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進

(4)-1 体制の構築

- 市町村、医療関係機関と共に保健所毎に「ワクチン接種推進協議会」を設置。
- 県庁内に「ワクチン接種対策チーム」を設置。 1月12日
- 専門家、医療関係機関等と共に、ワクチン接種の円滑化を図るため「新型コロナウイルスワクチン接種対策推進会議」を設置。
⇒第1回会議1月22日、第2回会議2月18日
- ワクチン供給方針を協議・調整する「ワクチン供給調整本部」を設置。
⇒第1回会議2月23日
- ワクチン接種体制に関する市町村との意見交換会を設置。 2月24日
- ワクチン接種に係る電話相談窓口を設置。 3月1日～

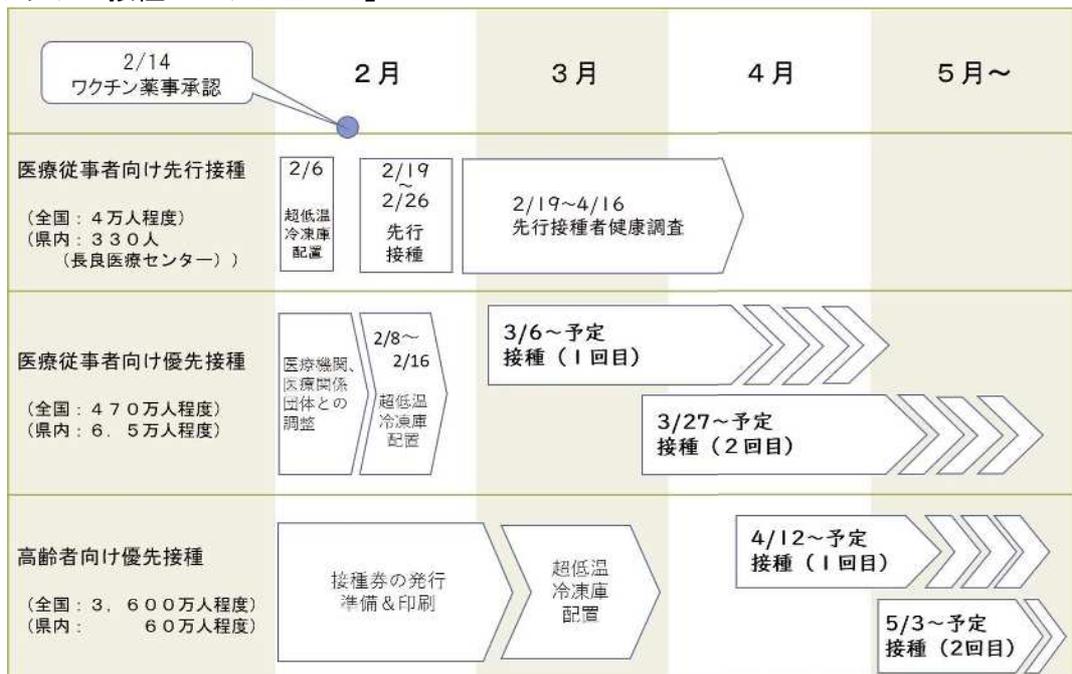
(4)-2 ワクチンの供給調整

- ワクチン供給調整に関する基本的考え方、医療従事者へのワクチン供給に関する方針の決定。 2月23日
- 市町村へのワクチン供給方針の決定。 3月4日

(4)-3 接種の実施

- 長良医療センターにおける医療従事者向けワクチン先行接種。
⇒ 被接種者数：330名を2月19、22、24、26日で実施
- 県内医療従事者へのワクチン優先接種。 ⇒ 3月6日～予定
- 県内高齢者へのワクチン優先接種。 ⇒ 4月12日～予定
- 高齢者への接種と同時に高齢者施設従事者や居宅サービス事業所従事者も接種可。

【ワクチン接種 スケジュール】



(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

(5)-1 病床・宿泊療養施設の拡充

- 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。

⇒1月22日に50床、2月3日に19床増床し、現在計694床

- 宿泊療養施設については150床を目標に増床。

⇒1月12日に岐阜圏域で137床確保し、現在計603床

合計現在1,297床。今後1,500床を目指す。

(5)-2 後方支援病床の確保、運用

- 医療機関の病床を効率的に活用するため、退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を確保。

⇒2月4日に20床確保、3月1日に36床追加で確保し、現在計56床

(6) 福祉施設における対策

- ぎふコロナガードによる施設の重点的チェックを引き続き要請。

- 日常生活での予防策の徹底
- 施設の感染防止体制（職員研修の実施など）
- 持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）
- 施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）

- 福祉施設の入所者に感染者が確認された場合、速やかに専門家を派遣し、感染拡大防止や業務継続に係る支援を実施。

- 感染再拡大阻止に向け、職員や施設管理者、利用者ご家族へ幅広く感染防止対策の継続を依頼。

- 全施設を対象とした集団指導において、感染防止対策の継続を徹底。

- 高齢者施設従事者についても優先的にワクチンを接種。

- 「高齢者入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を実施。感染者数の多い岐阜市と連携して、予防的なPCR検査を実施し、その成果や課題を踏まえ、対象施設・対象地域を拡大。

⇒3月4日時点で103施設3,027人から申込あり。

引き続き、全対象施設（229）に対して事業参加を呼びかけ。

対策3 学校教育対策

「学びを止めない」という意識のもと、年度末・年度始めという時期を踏まえ、授業や部活動、学校行事等の学校運営の各場面における感染防止対策を徹底したうえで、学校教育活動を継続。

(1) 年度末・年度始めの学校行事等（感染防止対策を徹底し、実施）

- ・ 卒業式・入学式は、参加者の身体的距離が確保できる配席とし、短時間で実施（在校生の参加回避、保護者等の参加制限などの対策を講じる）。
- ・ 終業式・始業式等は、ICTや放送機器を活用し分散実施を基本。
- ・ 高校入試、合格発表・合格者説明会は、密集を回避し、常時マスクを着用するなどの基本的な感染症対策を徹底。
- ・ 卒業生には、長期休業中の部活動への参加や卒業旅行等の自粛を周知。

(2) 部活動対策（感染リスクの高い活動対策、対外試合等は日帰り実施）

- ・ 感染リスクの高い部活動（球技における1対1など近距離で接触する活動、近距離で行う楽器演奏等）の実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とすることや、状況に応じて休止を含め制限することを検討。
- ・ 活動開始前の健康状態の確認、飲食・部室利用時の感染防止対策を徹底。
- ・ 対外試合等は日帰りを基本に実施（訪問先の感染状況・感染症対策を十分に確認（国の「緊急事態措置区域」に指定されている地域を除く））。
- ・ 部活動への影響を回避するため、日常生活においても、家族ぐるみで大人数での会食を控えるなど、感染防止対策を働きかけ。

(3) 各学校での感染防止対策の徹底確認（コロナガードによる点検徹底）

- ・ 各学校の「ぎふコロナガード」が、家庭と連携して、健康状態の確認など基本的な感染防止対策の実施状況を徹底的に確認。
- ・ 春休み等の期間であることから、家族ぐるみで対策を徹底。
- ・ 学校では、オンライン授業を活用するなど状況に応じた学習支援を継続するとともに、時差登校の継続について検討。
- ・ 歯磨きは、周囲への飛沫の飛散やエアロゾルの発生が懸念されるため、洗い場での密集を回避し、個別に実施。
- ・ トイレ掃除は、教職員の指導のもとで手袋を着用して実施。水しぶきが飛散する場合には、適切な防護具（フェイスシールド、ビニールエプロン等）を着用。

(4) 授業等における対策

- ・ 感染リスクの高い活動（長時間、近距離で対面形式のグループワーク、近距離で行う合唱等）の実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、リスクの低い他の活動と組み合わせ、当該活動を短時間とするなど工夫し、状況に応じて休止を含め制限することを検討。

(5) 寮・寄宿舍等における対策

- ・ 寮や寄宿舍の設置学校では、共同生活における感染防止対策を徹底。
- ・ 帰省後、寮や寄宿舍に戻る際にウイルスを持ち込まないように、帰省先や移動中もマスクや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底。

対策4 経済・雇用対策

長引くコロナ禍の影響を受けた事業者に対する、事業継続と雇用の維持に向けた支援、アフターコロナを見据えた事業展開への支援、県産品の需要喚起、観光の段階的再開の検討など、新年度の実施に向け準備を進める。

(1) 事業継続・雇用対策（「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」「雇用調整助成金」等の徹底活用）

- ・ 事業者が支払う信用保証料の全額を県と県信用保証協会が負担する融資制度「新型コロナ経営改善資金」の創設、「経済変動対策資金」等の既存の融資制度の償還期間や据置期間の延長により資金繰りを支援。
- ・ 出向で人材を受け入れた企業に対する「労働力シェア促進交付金」を創設し、人材不足の企業と人材に余剰がある企業との雇用維持に向けた人材マッチングを支援。
- ・ 離職を余儀なくされた方々を雇用した中小企業に対する「離職者雇用奨励金」により、早期再就職を支援。
- ・ 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の周知徹底。

(2) アフターコロナを見据えた事業展開等の支援

- ・ 「アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金」により、アフターコロナに向けた小規模事業者の事業転換や新分野への展開等を支援。
- ・ 「アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金」を創設し、中小企業のアフターコロナに対応する新商品開発・生産に資する設備導入を支援。
- ・ 中小企業のデジタル技術を活用した業務の効率化・自動化等を支援する「中小企業等スマートワーク促進補助金」のほか、商店街のオンライン事業等を支援する「商店街DX事業費補助金」を創設し、DXを推進。

(3) 県産品の需要喚起対策

- ・ 県産品アンテナショップの店舗やECサイトにおける割引販売の実施のほか、大手ECサイトにおける県の第3セクターと連携した販促キャンペーンの開催など、県産品の需要を喚起。
- ・ 県内の朝市、直売所、飲食店での県産農産物のPR活動などによる地産地消運動を展開するとともに、県と連携している海外の大手百貨店での現地プロモーションや大阪での販売ルート開拓により、農産物の販売を拡大。
- ・ 構造材や内装材に加え、新たに住宅の改修時に外壁や木塀などに県産材を一定量以上使用した住宅の建設者に助成するとともに、林業・木材事業者によるWEBを活用した国内外での販路拡大に向けた取組みを支援。

(4) 観光の段階的再開の検討

- ・ 県内観光施設の「Googleマイビジネス」への登録を促進し、Googleマップによる国内外へのプロモーション環境を充実。
加えて、感染収束後の「ぎふの旅」を促すべく、名古屋駅デジタルサイネージ等を活用して、県内観光地の魅力を再発信。
- ・ 県内の感染状況やGoToトラベルの再開状況を見極めつつ、平日や閑散期の利用促進も意識した、県の宿泊割引キャンペーンの段階的な実施を検討。
- ・ 地域で取り組む感染防止対策のPRや、地域内での観光消費回復に資する取組みに対して支援を実施。

2021年3月1日時点版

緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金の詳細について

中小企業庁長官官房総務課

※本資料は、今後改訂する可能性があります。

目次

- 1 一時支援金の概要 (P2～3)
- 2 給付対象 (P4～5)
- 3 保存書類 (P6～8)
- 4 特例 (P9)
- 5 手続き (P10～12)
- 6 事前確認スキーム (P13～17)
- 7 申請 (P18～23)
- 8 スケジュール (P24)
- 9 お問い合わせ先 (P25)

1-1. 一時支援金の概要① 全体

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限**60**万円

個人事業者等 上限**30**万円

対象期間

1月～3月

対象月

対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

※1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 (平成24年法律第31号) 第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

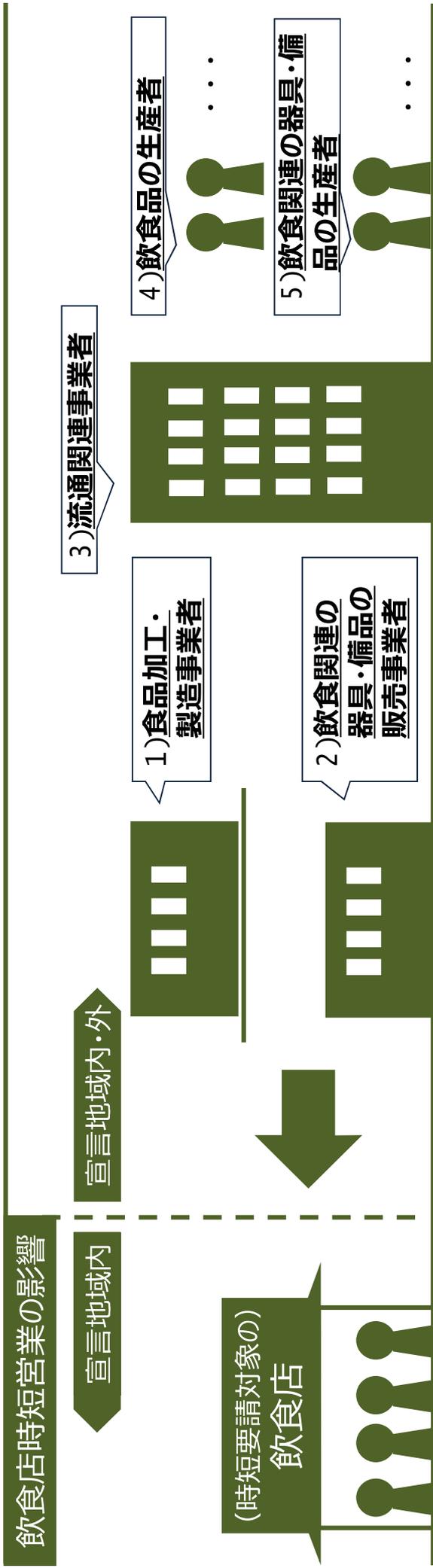
※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域 (以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

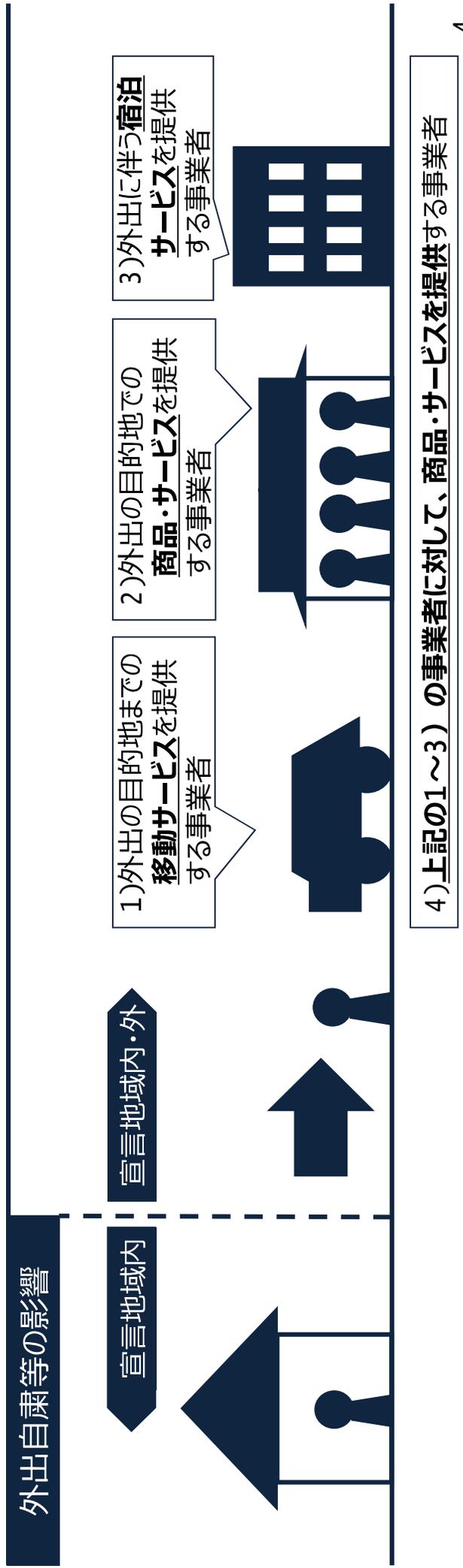
1-2. 一時支援金の概要② 給付対象のポイント

- 1** 給付要件を満たす事業者であれば、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。
★ 給付要件を満たせば、中小法人等（資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下）及び個人事業者等（フリーランスや主たる雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む）の双方とも対象により得ます。
☞ 業種や地域の具体例は、5～8ページ参照
- 2** 本制度における「宣言地域」には、一度発令された**緊急事態宣言が解除された地域も含まれます**。
☞ 宣言地域等の考え方は、8ページ参照
- 3** 売上が50%以上減少していても、又は、宣言地域に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。
★ 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。
例えは、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。
★ 公法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。
- 4** 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、**協力金※の支給対象の飲食店は給付対象外**です。
★ 昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。
※ 都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金。以下、同じ。
- 5** 一時支援金は、**店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付**します。

2-1. 給付対象① イメージ（※具体例はP5参照）



6) 上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者



2-2. 給付対象② 給付対象となり得る事業者の具体例

★ 地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力の金の支給対象ではない飲食店については、下記のとおり一時支援金の給付対象となり得る。

飲食店
地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力の金の支給対象の飲食店（一時支援金の対象外）



流通関連事業者
 業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者
 農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者



上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

3-1. 保存書類① 飲食店時短営業の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A) 全国	<u>直接取引</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との<u>反復継続した取引※¹を示す「帳簿書類、通帳」</u>。 ※¹「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）
(B) 宣言地域内	<u>間接取引</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自らの販売・提供先との<u>反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」</u>。 （上記(A)、(B)と同様) ▶ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の<u>卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ</u>※²である、又は②宣言地域内に所在する<u>同飲食店、卸売市場又は流通事業者</u>※² 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等
(C) 宣言地域外		

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

3-2. 保存書類② 外出自粛等の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	事業	保存書類
(A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行うB to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「<u>帳簿書類、通帳</u>」及び「<u>商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書・登記簿</u>」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (A)に求める保存書類 ▶ 所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の<u>旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等</u>※²であると分かるRESAS等の統計データ ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C) ※ ³ 全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引を示す「<u>帳簿書類、通帳</u>」 ▶ 宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、<u>顧客データ・顧客台帳</u>又は、<u>自ら実施した顧客調査の結果</u>（＝対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）
<p>※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる。</p>		
(D) 全国	直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類 ▶ 上記販売・提供先と反復継続した取引を示す「<u>帳簿書類、通帳</u>」。
(E) 全国	販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「<u>帳簿書類、通帳</u>」。 ▶ 加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

★ 協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していただいても、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。

(参考1) 宣言地域等の考え方

宣言地域内

栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

※緊急事態宣言が解除された地域も含む

宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域

2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪していることが
2021年1月以前から公開されている統計データにより確認できる市町村等

※ 今後、RESAS等を用いた参考分析方法を公表予定。

※ 当該分析も含めて、2021年1月以前から公開されている他の統計・調査（都道府県単位より狭い範囲を特定可能なもの）を用いて、申請者自らの確認により、申請が可能。

宣言地域外

その他

上記以外の地域

(参考2) 保存書類の取扱いについて

- 申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求めめる等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存**してください。
- その際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力も求めめる場合があります**。

4. 特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）

(3/19以降、申請受付開始予定)

証拠書類等に関する特例

- ・(個人)確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能
- ・(法人)確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

2019年・2020年 新規開業特例

- ・2019年又は2020年に開業した中小法人等・個人事業者等
給付額 = 開業年の年間事業収入 ÷ 開業年の設立後月数 ※1 × 3
 - 2021年対象月の月間事業収入 × 3
 ※1 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。
 ★緊急事態宣言発令後の2021年以降に開業した事業者に関する特例はない。

合併特例

- ・事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人等
給付額 = 合併前の各法人の2019年又は2020年の1月～3月の
事業収入の合計 - 合併後の法人の対象月の月間事業収入 × 3

事業承継特例

- ・2021年以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者等
給付額 = 事業を行っていた者の2019年又は2020年の1月～3月の
事業収入 - 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入 × 3

法人成り特例

- ・2021年以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者
給付額 = 法人化前の2019年又は2020年の1月～3月の事業収入
 - 法人化後の対象月の月間事業収入 × 3

季節性収入特例

- ・月当たりの事業収入の変動が大きい中小法人等・個人事業者等
給付額 = 2019年又は2020年の1月～3月の事業収入の合計 ※2
 - 2021年1月～3月の事業収入の合計
 ※2 1月～3月の事業収入が年間事業収入の50%以上である必要はない。
 白色申告の場合は、「2019年又は2020年の年間事業収入 ÷ 4」

連結納税特例

- ・連結納税を行っている中小法人等
 ⇒ それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

罹災特例

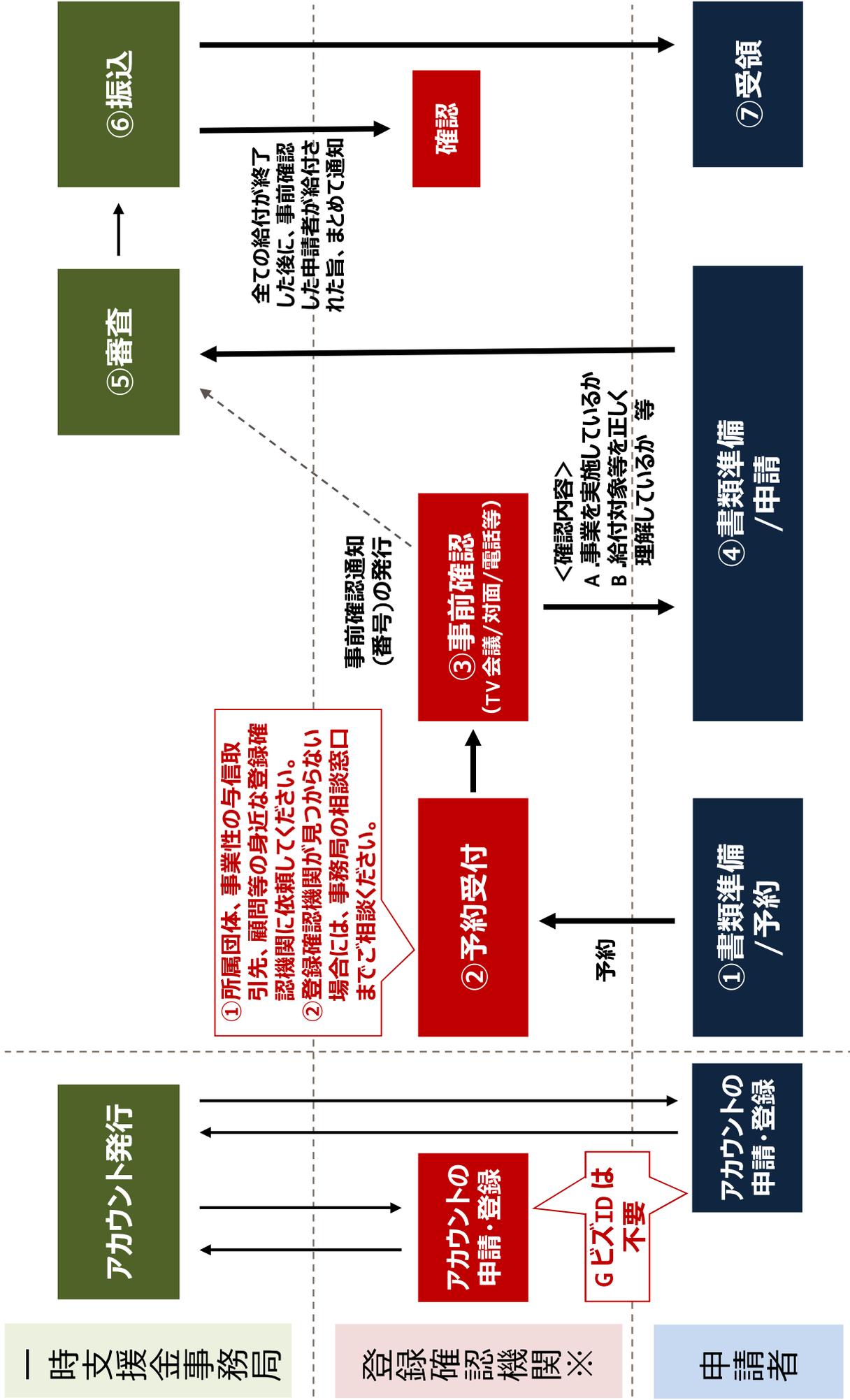
- ・2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等
給付額 = 罹災した年又はその前年の1月～3月の事業収入の合計
 - 2021年対象月の月間事業収入 × 3

NPO法人・公益法人等特例

- ・特定非営利活動法人及び公益法人等
 ⇒ 確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
 ⇒ 追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

★主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等については、「証拠書類等に関する特例」「2019年・2020年 新規開業特例」「罹災特例」に限る。

5-1. 手続き①フロー(給付要件を満たす場合の手続き)



5-2. 手続き② ポイント

1 2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書が必要です。

〔例〕 個人事業者等 → 2019年、2020年の確定申告書※¹

中小法人等(3月期決算) → 2018年度、2019年度、2020年度の確定申告書※²

申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。

※¹ 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え

※² 合理的な事由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

★ 持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になる場合があります。

☞ 申請に必要な書類は、18～19ページ参照

2 申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。

☞ 事前確認スキームは、13ページ参照

3 事前確認については、電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができる、所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関での事前確認をお勧めします。登録確認機関が見つからない場合は、事務局の相談窓口までご相談ください。

★ 登録確認機関は順次拡大していく予定です。また、事務局においても、3月下旬以降、必要に応じて、登録確認機関を設置することいたします。

☞ 事前確認スキームは、13ページ参照

5-3. 手続き③ ポイント

- 4** 飲食時短営業・外出自粛等の**影響を示す書類等の保存**（7年間）が必要ですが、**申請時の提出は不要**です。
 - ☞ 保存書類の具体例は、6～7ページ参照
- 5** **オンラインで簡単に申請**することができます。また、オンラインでの申請が困難な方におかれ
ては、事務局で設置する**申請サポート会場をご利用**ください。
- 6** 申請期間は、2021年 **3月8日～5月31日**です。
 - ☞ スケジュールは、24ページ参照
- 7** **申請内容に不備**がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、**審査に時間を要する**ので、申請前に、事務局のW EBサイトを参考に、申請内
容が適切であるかをご確認ください。
 - ★ 給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。
- 8** **不正受給**が判明した場合には、給付金の全額に、年3% の割合で算定した延滞金を加え、
これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の**返還を請求**します。
 - ★ 氏名等の公表や刑事告発する場合があります。

6-1. 事前確認スキーム① 概要

- 不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

1 アカウントの申請・登録（申請ID 発番）

- 事前確認に必要な書類の準備

2

- 事務局のWEBサイトから身近な登録確認機関を検索
- 登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

3

- 事前確認の実施

⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

4

- 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。

(参考) 一時支援金の登録確認機関

- 事前確認を行う登録確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者から募集しております。
- 事前確認を行う機関としての登録を認めた機関（登録確認機関）については、事務局のW EBサイトで順次公表します。

※また、事務局においても、3月下旬以降、必要に応じて、登録確認機関を設置することといたします。

(1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- 商工会/商工会連合会 ● 農業協同組合/農業協同組合連合会 ● 預金取扱金融機関
- 商工会議所 ● 漁業協同組合/漁業協同組合連合会 ● 中小企業団体中央会

(3) 上記を除く機関又は資格を有する者

- 税理士 ● 公認会計士 ● 行政書士
- 税理士法人 ● 監査法人 ● 行政書士法人
- 中小企業診断士

6-2. 事前確認スキーム② 事前確認の書類準備等

- 1 **アカウントの申請・登録**（申請ID 発番）
・事前確認に**必要な書類の準備**

申請者アカウントの発行

- 事務局のW EBサイトから、作成してください（**「申請ID」を自動発番**）。

事前確認用の書類準備

事前確認では、下記の資料が必要ですが、**登録確認機関の会員、事業性の与信取引先、顧問先等の場合は、①～④は省略することができます。その場合は、⑤のみをお手元にご準備ください。**

- ① **本人確認書類**※1 / **履歴事項全部証明書**（中小法人等のみ）
- ② **收受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え**※2,3
- ③ **2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類**（売上台帳、請求書、領収書等）※4
- ④ 2019年1月以降の事業の取引を記録している**通帳**
- ⑤ 代表者又は個人事業者等本人が自署した**「宣誓・同意書」**（事務局のW EBサイトからダウンロード）
※1 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート
※2 e-Taxの場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控え
※3 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能
※4 **書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年度の帳簿書類でも可**

6-3. 事前確認スキーム③ 事前確認の依頼・事前予約

2

- ・事務局のWEBサイトから身近な登録確認機関を検索
- ・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

登録確認機関の検索

- 事務局のWEBサイトに掲載の「登録確認機関一覧」から事前確認を依頼する身近な登録確認機関を検索してください。
 - ★原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」、「顧問の士業がいる方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。
 - ★登録確認機関の会員等の場合、「書類の有無の確認を省略可能」かつ「電話での確認も可能」です。
- 事前確認を行っていただけの登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談いただくか、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関をお調べください。

事前予約

- 登録確認機関に、事前予約の連絡を行い、日程や方法（TV会議/対面/電話）について、調整してください。
- ★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

6-4. 事前確認スキーム④ 事前確認の実施

3 事前確認の実施

⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

事前確認の主な内容

登録確認機関は、下記の内容について、事前確認を実施します。

- ① 「申請ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名（法人の場合）」、「氏名及び生年月日（個人事業者等の場合）」の確認
- ② 本人確認
- ③ 「確定申告書の控え」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認
- ④ 「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック※1
- ⑤ ③及び④が存在しない場合、その理由について確認
- ⑥ 宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認
- ⑦ 登録確認機関が事前確認通知番号※2を発行（発行後、申請者はマイページより申請可能に）

**登録確認機関の会員、
顧問先、事業性の与信
取引先等の場合、
②～⑤まで省略可能**

※1 登録確認機関が任意に選択した複数年月における取引の確認

※2 事前確認通知番号は申請者が申請に用いることはありません。

4

・申請者のマイページにて、必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**

7-1. 申請① 概要

- 事前確認を受け終えた後に、事務局のW EBサイトから申請してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。
- オンラインでの申請が困難な方におかれは、申請のサポートを行う申請サポート会場をご利用ください（申請サポート会場は3月以降順次開設していく予定です）。

- 0
- 事前確認の実施（⇒13～17ページ参照）

1

- 申請に関わる基本情報を記載の上で、必要書類を添付

- ▶ 主な基本情報

法人名/屋号、住所、氏名、連絡先、2019年1月から2021年3月までの毎月の法定帳簿に対応した月間事業収入※1等

※1 2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月の月間事業収入の入力は任意です。

2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月より前月の月間事業収入の入力は任意です。

白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合、又は特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を定期的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入の入力は任意です。

- ▶ 添付が必要な書類（⇒19ページ参照）

2

- 申請ボタンを押下

P6のA～C)又はP7のD～E)の場合は、申請の際に、これらに該当することを示す、反復継続して取引している「宣言地域内の時短営業を要請された飲食店」、「間接取引先」又は「販売・提供先」の名称等（法人番号/屋号等、所在地、電話番号含む）を記入又は提出していただきます。

7-2. 申請② 必要書類

① 確定申告書

： 収受日付印の付いた確定申告書の控え※^{1, 2, 3}

※¹ e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字又は受信通知メールの添付があること。

※² 2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え。

※³ 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え

② 売上台帳

： 2021年の対象月の月間事業収入がわかる売上台帳

③ 宣誓・同意書

： 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書

④ 本人確認書類※³

： 以下のいずれかの書類

※³ 個人事業者等の場合のみ

運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート

⑤ 履歴事項全部証明書※⁴

： 申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書

※⁴ 中小法人等の場合のみ

⑥ 通帳

： 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能な書類

⑦ その他事務局が必要と認める書類： 事務局から上記の他に書類の提出を依頼する場合があります。

★ 特例を用いる場合など、必要書類が追加になる場合もあります（特例申請は3月19日から受付開始を予定）。 19

7-3. 申請② 給付額の計算方法（中小法人等の通常申請の場合）

- 対象月（2021年1月、2月又は3月）の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）同月の月間事業収入と比べて、50%以上減少している月を対象月として設定
例：2019年2月 50万円 ⇒ 2021年2月 20万円（≦ 50万円×50% = 25万円）
- 法人事業概況説明書に記載の月別売上高や2021年の対象月の売上台帳をもとに計算。

<3月決算の場合>

	2018年			2019年			2020年			2021年				
	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月
2018年度	60	60	...	60	60	50	40	60	60	...	60	60	50	40
2019年度	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月	50	50	...	50	30	30	30
2020年度	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月	30	30	...	30	40	20	-

<1月決算の場合>

	2018年			2019年			2020年			2021年			
	2月	3月	...	12月	1月	2月	3月	4月	5月	...	12月	1月	2月
2018年度	60	60	...	60	60	50	40	60	60	...	60	60	50
2019年度	2月	3月	...	12月	1月 <td>2月</td> <td>3月</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>...</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>30</td>	2月	3月	50	50	...	50	30	30
2020年度	2月	3月	...	12月	1月	2月	3月	40	40	...	40	20	20
2021年度	2月	3月	...	12月	1月	2月	3月	-	-	...	-	-	-

【単位：万円】

S:給付額（上限60万円）	60 (T≥60)
T:計算額 (= A - B × 3)	90 (150 - 20 × 3)
A:基準年の1~3月の事業収入合計	150 (60 + 50 + 40)
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2019年
対象月	2021年2月

S:給付額（上限60万円）	50 (T≤60)
T:計算額 (= A - B × 3)	50 (110 - 20 × 3)
A:基準年の1~3月の事業収入	110 (50 + 40 + 20)
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2020年
対象月	2021年2月

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

7-4. 申請③ 給付額の計算方法（個人事業者等の通常申請の場合）

【青色申告の場合】

- **対象月（2021年1月、2月又は3月）の年間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）同月の月間事業収入と比べて、50%以上減少している月を対象月として設定**
例：2020年2月 40万円 ⇒ 2021年2月 20万円（≦ 40万円× 50% = 20万円）
- 給付額は、所得税青色申告決算書に記載の月別売上金額や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算【単位：万円】

	1月	2月	3月	...	12月
2019年	50	50	50	...	50
2020年	50	2月 40	3月 30	...	12月 50
2021年	40	2月 20	3月 -	...	12月 -

S:給付額（上限30万円）	<u>30</u>
T:計算額（= A - B × 3）	60（= 120 - 20 × 3）
A:基準年の1～3月の事業収入	120（= 50 + 40 + 30）
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2020年
対象月	2021年2月

【白色申告の場合など※確定申告書において月間事業収入が確認できない場合】

- 確定申告書に記載の基準年の**年間事業収入÷12**と比較して、**2021年の月間事業収入が50%以上減少**している月を対象月として設定
例：2020年年間事業収入 360万円 ÷ 12 = 30万円 ⇒ 2021年2月 15万円（≦ 30万円× 50% = 15万円）
- 給付額は、確定申告書や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算

	1月	2月	3月	...	11月	12月	合計
2019年	20	20	20	...	20	20	240
2020年	30	2月 30	3月 30	...	11月 30	12月 30	合計 360
2021年	30	2月 15	3月 -	...	11月 -	12月 -	合計 -

S:給付額（上限30万円）	<u>30</u>
T:計算額（= A - B × 3）	45（= 90 - 15 × 3）
A:基準年の年間事業収入 ÷ 12 × 3	90（= 360 ÷ 12 × 3）
B:対象月の月間事業収入	15
基準年	2020年
対象月	2021年2月

※ 青色申告を行っている者であって、所得税青色申告決算書を提出しない者を含みます。

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

7-5. 申請④ 宣誓・同意書

- 申請に当たって、別途定める様式に基づいて、以下の宣誓事項に宣誓するとともに、同意事項に同意した上で、中小法人等の代表者又は個人事業者等の本人が自署した宣誓・同意書を提出していただきます。また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、直ちに一時支援金の給付の辞退又は返還を行います。

宣誓事項

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 申請内容に虚偽がないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること
- 4 受給後も事業を継続する意思があること

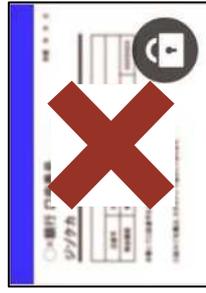
同意事項

- 1 所定の確定申告書、帳簿書類、緊急事態宣言の影響を証明する書類を電磁的記録等により7年間保存すること
- 2 審査に関する調査で求められた書類等を速やかに提出すること
- 3 事務局等が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- 4 都道府県から営業時間短縮要請に伴う協力を受給している場合など給付要件を満たしていないことが判明した場合や、不正受給等が発覚した場合には、速やかに一時支援金を返還すること
- 5 申請内容等の情報について、本事業の事務のために第三者に提供及び第三者から取得する場合があること
- 6 給付規程に従うこと

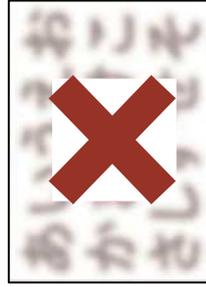
7-6. 申請② 注意事項

- 申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼することとなり、審査に時間を要するた
め、申請前に、事務局のWEBサイトを参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

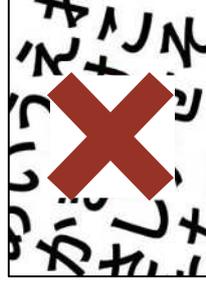
添付書類全般に係る不備



パスワードが
設定されている



ぼやけている



見切れている

確定申告書等に係る不備

- ✓ 指定の確定申告書と異なる（年度が古い、消費税の確定申告書等）
- ✓ 申請画面で入力した売上高が確定申告書等の売上高と異なる
- ✓ 收受日付印がない/e-Taxの受信通知（メール詳細）がない 等



○ 収受事実を確認されない方は、取得日付印を押さず、以下の
申告書提出時に請求していただく必要はありません。
※ 全額の特典が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出
する必要はありません。



【参考】正しい收受日付印の例

【参考】正しいe-Taxの受信通知(メール詳細)の例

売上台帳に係る不備

- ✓ 申請画面で入力した内容と、売上台帳の内容が異なる
(売上高、対象年月が一致していない等)
- ✓ 売上台帳ではない書類が添付されている（勤務日報、
通帳の入金記録、請求書等）

【売上台帳のイメージ】

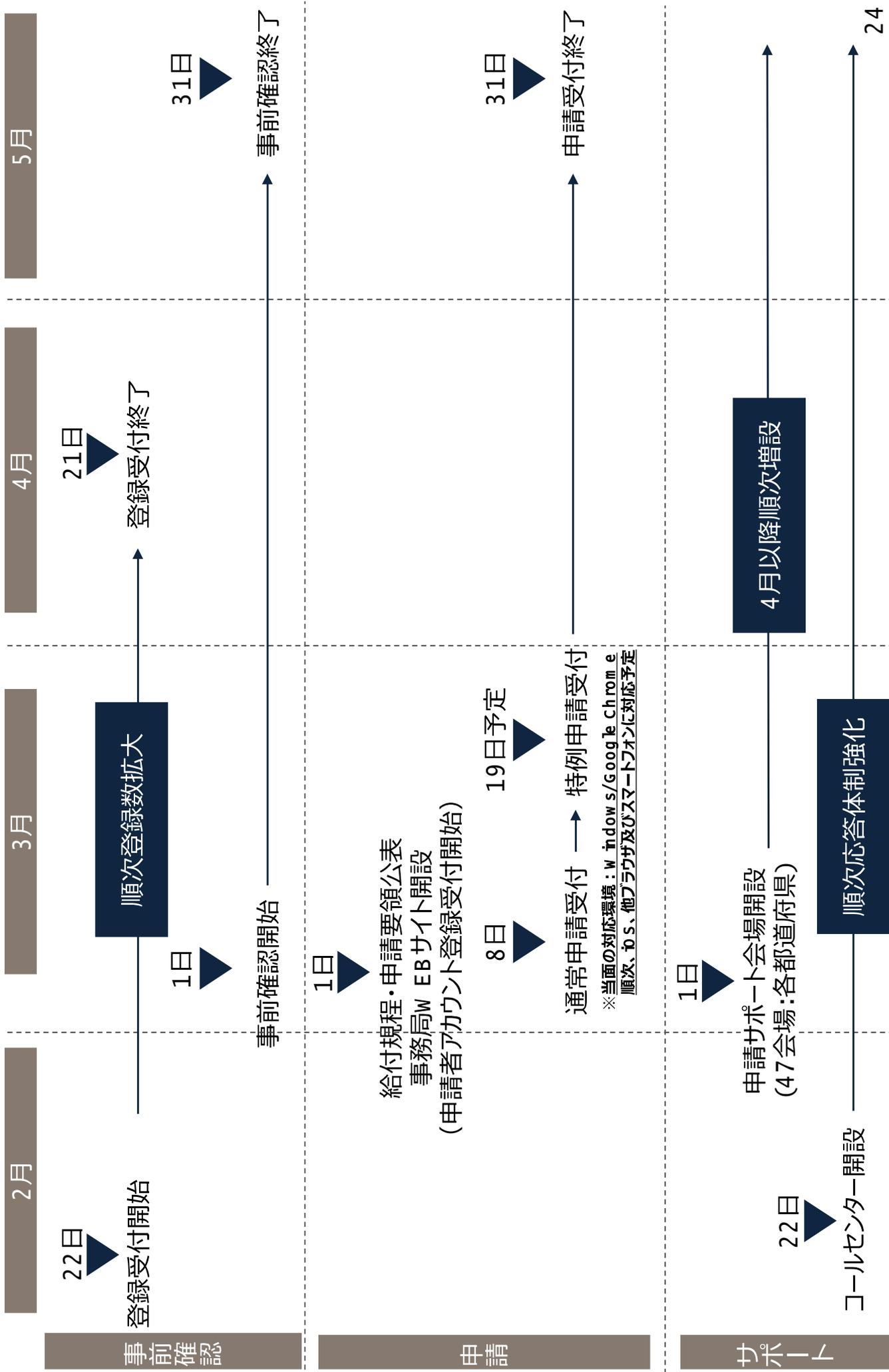
フォーマットの指定はないため、経理ソフト等の抽出データ、
エクセルデータ、手書きの売上台帳などを添付。

売上台帳		金額
2021年1月分	会社名：株式会社一時支援金	
日付	内容	金額
1/10	出張ケータリング	20,000
1/20	●● 500個	10,000
1/30	△△△ 3ケース	35,500
	合計金額	65,500

対象月(売上月)は
記載されているか

対象月の売上総額は記載されているか。

8. スケジュール (予定)



9. お問い合わせ先

一時支援金事務局 ホームページ

URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

一時支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL : 0120-211-240
- IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

- TEL : 0120-886-140
- IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-4335-7475 (通話料がかかります)

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分(土日、祝日含む全日対応)
※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

給付対象や保存書類に関するご質問

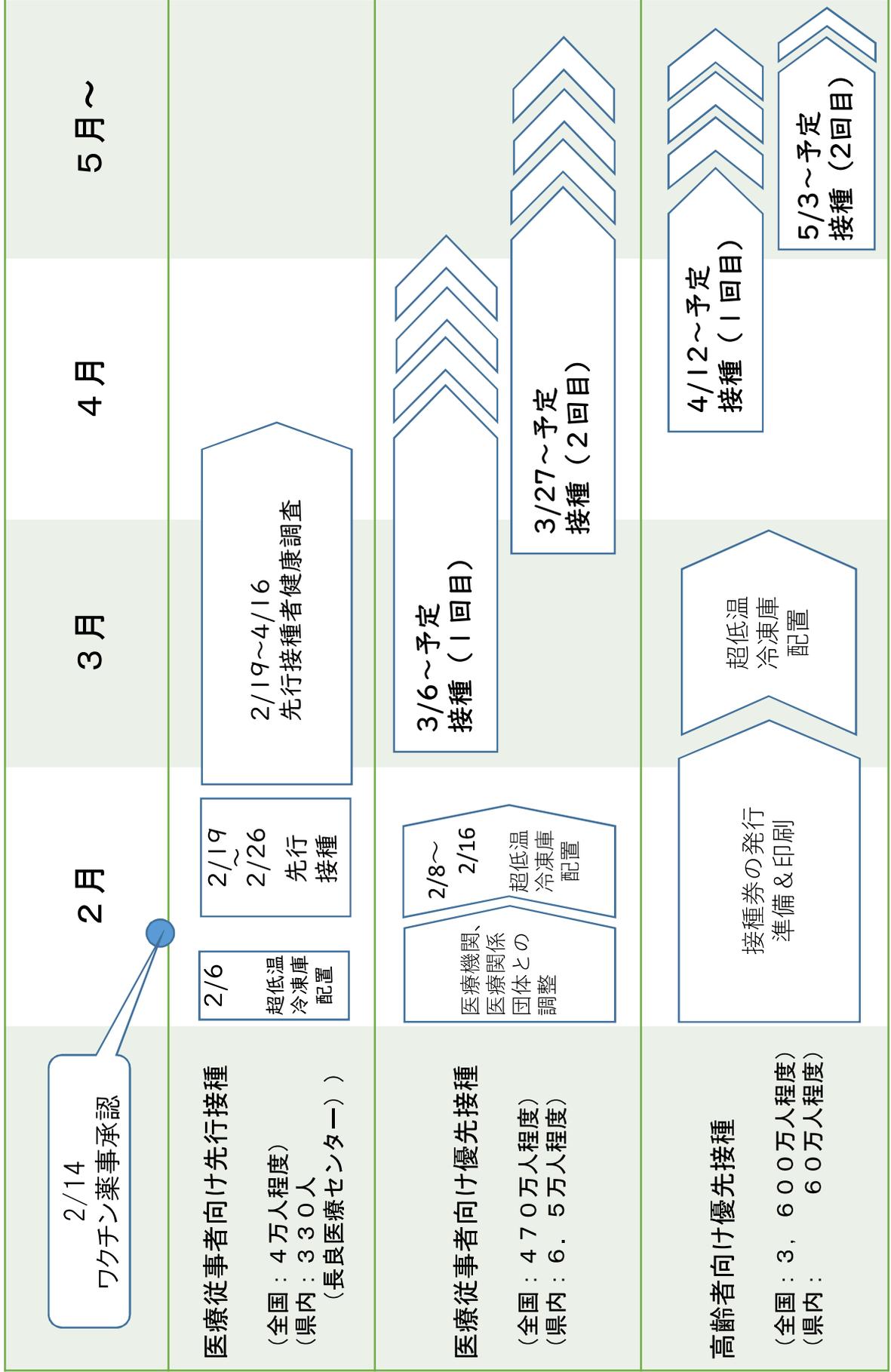
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 質問フォーム

URL : <https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

- 給付対象や保存書類に関するご質問等については、上記のWeb質問フォームにて、引き続き受け付けております。
- 個別にお返事することは控えさせていただきますが、頂いたご質問のうち、よくあるご質問につきましてはQAを作成の上、公表させていただく形で活用するなど、迅速かつ適正な給付に活かすこととさせていただきます。 25

ワクチン接種 スケジュール (予定)

資料 3



ワクチン配分数量 スケジュール（予定）

<医療従事者>

出荷時期	数量
3 / 1 ~	7 箱
3 / 8 ~	7 箱
3 / 22 ~	7 箱以上
3 / 29 ~	7 箱以上
6 月末までに配分完了予定	

<高齢者>

出荷時期	数量
4 / 5 の週	2 箱
4 / 12 の週	10 箱
4 / 19 の週	10 箱
4 / 26 の週	42 箱
6 月末までに配分完了予定	

市町村へのワクチン供給方針

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

【基本的考え方】

1 市町村へのワクチン供給量について

市町村へのワクチン供給は、公平性の観点から、まずは全ての市町村に原則1箱ずつワクチンを行き渡らせることを基本とする。

上記以降は、人口10万人当たりのコロナ感染者数の多い順に供給する。また、県内で接種の進捗に大きな差が生じないように、市町村の接種対象人口の規模を考慮し供給する。

なお、県から市町村へ供給するワクチン1箱あたりを487人分（1人2回接種）とする。

2 ワクチンの接種順位の考え方

ワクチンの接種順位の考え方は、以下のとおりである。

① 高齢者

※令和3年度中に65歳以上に達する方

高齢者施設等の従事者（同時に接種）

※高齢者施設及び居宅サービス事業所において、入所者及び利用者と同じタイミングで従事者の接種も可

② 基礎疾患を有する者

③ 上記以外の者

本県においては、高齢者へのワクチン接種にあたり、クラスターの予防的防止の観点から、まずは療養型医療施設の長期入院患者、高齢者施設の入所者、居宅サービス事業所の利用者を優先する。

また、高齢者施設及び居宅サービス事業所の従事者は、原則、入所者及び利用者と同時期に接種することとする。

市町村においては療養型医療施設、高齢者施設、居宅サービス事業所と調整のうえ、速やかに接種できる体制の構築に努めるものとする。

3 その他

新型コロナに係るワクチンの接種にあたっては、当該ワクチンの特性を踏まえ、衛生面に配慮した適切な薬剤管理、接種後の確実な経過観察、副反応に即時対応できる体制など、住民の安全・安心を確保できる会場の開設・運営が前提となることに留意すること。

【市町村へのワクチン供給の考え方】

- (1) 令和3年4月5日の週から19日の週にかけて、国から配分される22箱のワクチンについては、接種対象人口の多い市の順に、原則1箱ずつ供給する。
- (2) 4月26日の週に国から配分される42箱のワクチンについては、全市町村に1箱ずつ供給する。
- (3) 上記以降、国から配分されるワクチンについては、市町村における人口10万人当たりのコロナ感染者数の多い順に供給する。その際、県内で接種の進捗に大きな差が生じないように、上記(1)(2)により各市町村に供給するワクチンを含め各市町村の接種対象人口の2パーセント相当量となるまでワクチンを原則1箱ずつ供給する。
- (4) 上記(3)以降、各市町村の接種対象人口の2パーセント相当量となるワクチンを順次供給し、100パーセントに達するまでワクチンを原則1箱ずつ供給する。

【ワクチンの供給単位】

- 供給単位 : 1箱(195バイアル:最小流通単位)
- 1バイアル:5回接種分
- 1箱(195バイアル=975回分):487人分

【必要となるワクチンの量】

- 必要箱数:3,620箱

市町村へのワクチンの供給について

R3.3.4 健康福祉部

1 国からのワクチン配分

時期	配分量
4月 5日の週	2箱
4月 12日の週	10箱
4月 19日の週	10箱
4月 26日の週	42箱

2 市町村への供給方針

○接種対象人口（16歳以上）の多い順に市に供給し、その後、全市町村に1箱ずつ供給する。

時期	供給量
4月 5日の週	岐阜市（2箱）
4月 12日の週	○10市に各1箱 大垣市、各務原市、多治見市、可児市、関市 高山市、中津川市、羽島市、土岐市 美濃加茂市
4月 19日の週	○10市に各1箱 瑞穂市、恵那市、郡上市、瑞浪市、海津市 本巣市、下呂市、山県市、飛騨市、美濃市
4月 26日の週	42市町村に各1箱

4月分 市町村供給計画

市町村	接種対象者数 16歳以上人口 (R3.1.1現在)	4月供給 数量	4月5日の週	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週
岐阜市	354,241	3	2			1
大垣市	138,648	2		1		1
各務原市	126,525	2		1		1
多治見市	95,916	2		1		1
可児市	87,428	2		1		1
関市	75,774	2		1		1
高山市	75,221	2		1		1
中津川市	67,265	2		1		1
羽島市	59,726	2		1		1
土岐市	50,165	2		1		1
美濃加茂市	47,939	2		1		1
瑞穂市	46,114	2			1	1
恵那市	43,109	2			1	1
郡上市	35,630	2			1	1
瑞浪市	32,487	2			1	1
海津市	29,979	2			1	1
本巣市	29,111	2			1	1
下呂市	27,854	2			1	1
養老町	24,883	1				1
山県市	23,565	2			1	1
垂井町	23,321	1				1
岐南町	22,302	1				1
飛騨市	20,872	2			1	1
池田町	20,657	1				1
大野町	19,581	1				1
笠松町	19,377	1				1
揖斐川町	18,027	1				1
美濃市	17,822	2			1	1
神戸町	16,529	1				1
御嵩町	15,850	1				1
北方町	15,753	1				1
安八町	12,720	1				1
八百津町	9,643	1				1
川辺町	8,783	1				1
輪之内町	8,220	1				1
白川町	7,238	1				1
坂祝町	7,028	1				1
関ヶ原町	6,293	1				1
富加町	4,891	1				1
七宗町	3,307	1				1
東白川村	1,982	1				1
白川村	1,357	1				1
	1,753,133	64	2	10	10	42

各市町村における高齢者への新型コロナワクチン接種体制の準備状況（3月4日現在）

市町村名	個別接種			集団接種			高齢者施設での接種予定の有無		市町村名	個別接種			集団接種			高齢者施設での接種予定の有無		
	実施予定	接種施設数	接種想定人数	実施予定	接種施設数	接種想定人数	実施予定	入所者		従事者	実施予定	接種施設数	接種想定人数	実施予定	接種施設数	接種想定人数	実施予定	入所者
岐阜市	○	250	56,000	○	15	30,100	○	○	○	岐南町	検討中	—	—	○	4	6,164	○	○
大垣市	○	約80	15,000	○	1	16,000	○	○	○	笠松町	検討中	—	—	○	1	6,370	○	○
高山市	○	調整中	調整中	○	9	調整中	○	○	○	養老町	×	—	—	×	2	6,500	検討中	検討中
多治見市	○	42	28,500	○	4	300	○	○	○	垂井町	×	—	—	○	2	7,600	検討中	検討中
関市	○	調整中	調整中	○	1	調整中	○	○	○	関ヶ原町	×	—	—	○	2	2,500	○	○
中津川市	○	33	12,000	○	3	13,000	○	○	○	神戸町	○	6	2,500	○	1	2,500	○	○
美濃市	×	—	—	○	1	5,000	○	○	○	輪之内町	×	—	—	○	1	2,100	検討中	検討中
瑞浪市	○	調整中	6,400	○	5	5,700	○	○	○	安八町	×	—	—	○	1	3,300	検討中	検討中
羽島市	○	調整中	調整中	○	1	調整中	○	○	○	揖斐川町	検討中	—	—	○	6	7,842	○	○
恵那市	○	26	7,400	○	7	8,000	○	○	○	大野町	検討中	—	—	○	2	6,609	○	○
美濃加茂市	○	21	5,600	○	1	3,700	○	○	○	池田町	検討中	—	—	○	1	7,094	○	○
土岐市	○	調整中	調整中	○	調整中	調整中	○	○	○	北方町	○	14	1,000	○	1	2,000	○	○
各務原市	○	約50	28,700	○	2	12,300	○	○	○	坂祝町	○	3	640	○	1	1,100	○	○
可児市	○	10	22,600	○	2	5,700	○	○	○	富加町	×	—	—	○	1	1,300	○	○
山県市	○	10	1,200	○	4	8,600	○	○	○	川辺町	○	3	3,240	○	—	—	○	○
瑞穂市	○	調整中	4,800	○	2	4,800	○	○	○	七宗町	○	3	不明	○	2	不明	○	○
飛騨市	○	12	7,360	×	—	—	○	○	○	八百津町	○	3	1,600	○	4	1,440	○	○
本巣市	○	2	100	○	1	6,900	検討中	検討中	○	白川町	○	2	380	○	2	3,300	○	○
郡上市	○	23	12,000	×	—	—	○	○	○	東白川村	○	調整中	90	○	1	850	検討中	検討中
下呂市	○	15	調整中	○	3	調整中	○	○	○	御嵩町	○	6	800	○	1	3,200	○	○
海津市	×	—	—	○	1	8,000	○	○	○	白川村	○	2	100	○	4	100~200	○	○

岐阜市新型コロナウイルス感染症のある生活のための岐阜市総合対策(第5版)改定(案)

3月8日(月)以降は、以下の取扱いに変更する。

イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取扱い

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県のコロナ社会を生き抜く行動指針(以下、「県の指針」とする。)に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

(2) 市有施設の取扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

3月8日～
4月上旬

感染の再拡大を防ぐため withコロナの対策徹底を！

11月から始まった第3波は、これまでの波とは比べものにならないほど大きく、病床使用率がほぼ100%となりました。多くの方が感染しましたが、皆様が不要不急の外出を控え感染防止対策を徹底され、飲食店の皆様の時短営業への協力などにより、2月末をもって、岐阜県への緊急事態宣言は解除されました。

これから社会経済活動を行うにあたり、一番警戒しなければならないことは、感染のリバウンドです。感染者数が減っているからもう大丈夫といった気の緩みから、感染防止対策が疎かになれば、一気に第4波の感染拡大が襲ってきます。

懸念している事は、県内でも、「感染力が強く、ワクチンも効きづらいとされる変異株の確認」、「希望される全ての皆様が、ワクチン接種をするまで一定の期間がある事」、新型コロナウイルスは、「退院後も今なお後遺症に苦しむ方がいらっしゃる事」です。

年度の変わる3月、4月は、卒業や入学、就職による人の移動、多くの行事が重なりますが、第1波が、昨年3月の連休に拡大したことを思い出してください。

命と生活を守るため、引き続き感染防止対策を徹底し、社会経済活動を両立させましょう！

令和3年3月5日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

- **感染防止の基本を徹底**してください！
「人との**距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗い・手指消毒**」
「**3密の回避**」、「**体調不良の時は、外出しない**」
- 感染リスクの高い“**行事**”、リスクを伴う“**飲食**”は、**回避**してください！

＜感染リスクが高いと考えられる行事とは＞

歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会 等

＜感染リスクが高いと考えられる飲食とは＞

マスク無しでの会話、長時間、大人数、大声を出す飲食、対策が不十分（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）なお店を利用 等

- **卒業旅行（大規模会食の回避が徹底されないもの）は自粛・延期**してください。
- **県をまたぐ移動は慎重に判断**してください！
- **新型コロナウイルスに関わる全ての方への差別や非難は、絶対にやめましょう。**

事業者及び学校等関係者の皆様へ

- **在宅勤務等の人との接触を減らす取組の継続**をお願いします。
- 職場での**歓送迎会などの会食（昼も夜も）は、回避**してください。
- 社員の**体調チェック、新入社員にも入社前から呼びかけ**をお願いします。
- 新入生への**入学前からの感染防止対策の徹底や体調管理の呼びかけ**をお願いします。